

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

倉吉市では、伝統的建造物群が残る打吹地区において、歴史的建造物を活用した景観整備、観光施設の整備等を進めてきた。この取り組みは一定の成果を挙げつつも、来訪する観光客数の減少や消費支出の伸び悩みがみられるなど、今後に向けての新たな課題が浮き彫りとなってきている。また、伝統的建造物群についても、老朽化により機能維持が難しくなりつつあるものもみられることから、その維持・活用に向けての修繕の必要性が高まっている。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能が高まっているが、駅北側における接続が不便な現状がある。

今後、打吹地区では「潜在する歴史的・文化的資源の魅力を高め、既存の観光資源との連携を図った回遊型の観光地として、交流人口を呼び込むまち」を実現していくためには、歴史的景観の整備など、従来から行って取り組みをさらに充実・強化することなどが必要とされる。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能の強化が求められている。

(2) 取り組みの内容

打吹市区では、伝統的建造物群等の歴史的な資産を活かした観光まちづくりをより一層推進すべく、歴史的景観の整備事業を行う。また、観光地としての利便性を向上するため、観光バス需要やマイカーでの来訪に対応した駐車場の整備等を行う。

また、駅周辺地区では、駅北通りの整備を行う。

加えて、暮らしやすい環境づくりを進めるための中心市街地における道路整備や、側溝整備などの基盤整備を行う。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市道瀬崎町鍛冶町2丁目線道路整備事業</p> <p>内容： 都市計画道路として指定されている市道の一部の道路整備を行う。</p> <p>実施時期： 平成24～28年度</p>	倉吉市	市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図るため、市道の一部の道路環境の整備し、安全・安心なまちづくりによる居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>実施時期： 平成24～28年度</p>	
<p>事業名： 上井地区側溝再整備事業</p> <p>内容： 上井地区の側溝の再整備を行う。</p> <p>実施時期： 平成26～30年度</p>	倉吉市	安全安心のまちづくりのため、老朽化の進む上井地区の側溝の再整備を行い、市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、安全・安心なまちづくりによる居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>実施時期： 平成26～30年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業</p> <p>内容： 倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修景事業の実施に取り組む。また、街並み環境整備を実施する。</p> <p>実施時期： 平成27～31年度</p>	倉吉市、建物所有者	歴史的景観の魅力の維持・向上による観光客の増加、交流人口増加による消費支出の増大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 伝統的建造物群保存修理等事業</p> <p>実施時期： 平成27～31年度</p>	

<p>事業名： 駅北通り線整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅北の市道駅北通り線を県道へ移管し、街路整備を行う。</p> <p>実施時期： 平成 27～33 年度</p>	鳥取県	市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、「安全・安心なまちづくりによる居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>実施時期： 平成 27～33 年度</p>	
--	-----	---	---	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業 (再掲)</p>	(再掲)	(再掲)	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>実施時期： 平成 27～31 年度</p>	
<p>事業名： 観光駐車場整備</p> <p>内容： シビックセンターたからや跡地を観光駐車場として整備を行う。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	倉吉市	市街地の都市機能の増進、観光環境の向上を図るため、観光駐車整備事業を実施し、観光客数の増加、観光客の駐車場から観光箇所までの回遊効果による店舗の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： うつぶき散歩道線整備事業</p> <p>内容： 市道うつぶき散歩道線の再整備を行う</p> <p>実施時期： 平成 27～31 年度</p>	倉吉市	倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うつぶき散歩道線を再整備し、歩行者の快適性の向上、魅力ある散策路の創出のため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： うわなだ散歩道線整備事業</p> <p>内容： 市道うわなだ散歩道線の再整備を行う。</p> <p>実施時期： 平成 27～31 年度</p>	倉吉市	倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うわなだ散歩道線を再整備し、歩行者の快適性向上、魅力ある散策路の創出のため中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、市役所などの行政機関のほか、学校や博物館や体育施設などの教育文化施設、病院等の医療施設などが集積している。しかし、これらの施設の中には、老朽化が進んでいるものも少なくないことから、今後、安心して暮らせるような環境整備が必要とされる。また、今後中心市街地への居住の推進を積極的に推進するためには、子育てを行いやすい環境の整備など、快適な居住環境を実現するための都市福祉施設の充実が求められる。

(2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「多様な主体が持続的に住みたくなるコンパクトで暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、小学校の耐震補強など地域コミュニティの拠点となる施設の安全性向上を図るほか、打吹公園の整備など生活環境の充実を図る文化施設の整備推進、子育て支援の拠点となる施設の整備など、子育てをしやすい環境の整備もあわせて行っていく。また、歴史的な環境を活かした観光を振興していく観点から、文化財の維持管理や活用についても積極的に推進する。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 打吹公園整備事業 内容： 公園施設長寿命化対策により、打吹公園の整備、体育施設(庭球場、野球場など)の改修、博物館の改修を行う。 実施期間： 平成 23～32 年度	倉吉市	公園施設等の長寿命化及び施設改修を行うことにより、利用者が安全に安心して利しできる憩いの場を提供し、居住人口の増加、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業) 実施期間： 平成 23～32 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 成徳小学校耐震補強事業</p> <p>内容： 既存校舎(教室棟)の改築。解体工事および監理業務、新校舎完成までの仮設校舎の設置とその周辺整備工事に係る事業を行い、児童生徒及び地域の避難場所の安全確保のため、学校施設耐震化の早期完了を図る</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	倉吉市	安全・安心な学校環境整備を行うことで、子育て親子が住みたくなる環境を形成し、居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 学校施設環境改善交付金</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 防災拠点整備事業</p> <p>内容： 老人センター跡地に防災拠点機能を整備し、物資の備蓄、大規模災害時の支援物資置場、支援隊等車両待機場、地域の緊急避難場所等に活用する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	倉吉市	安全・安心なまちづくりのため、地域における防災において、大きな役割を果たす市役所の近隣に、防災拠点機能を整備し、居住環境の整備と市民の居住満足度の向上のため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 倉吉淀屋活用事業</p> <p>内容： 倉吉淀屋付属屋の修理・復原、修繕、トイレなどの施設整備および、来館者へ説明を行う管理人の設置を行う。</p> <p>実施期間： 平成 27～30 年度</p>	倉吉市	倉吉市の観光拠点である打吹地区の有する歴史的観光資源を健全に維持するために、施設の修復及び観光施設としての機能強化を行い、施設利用者、観光客の利便性の向上、および観光施設としての魅力向上を図る。また、立地特性を活かし、中心拠点としてのエリア全体への面的な魅力向上を図る。観光拠点としての魅力向上やエリアの中心という立地特性を活かした周辺への面的な波及効果のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金(街並み環境整備事業)</p> <p>実施期間： 平成 27～30 年度</p>	

<p>事業名： 県指定文化財維持管理事業</p> <p>内容： 県指定保護文化財及び名勝(庭)をもつ桑田家及び高田家の維持保全、メンテナンスを行う。</p> <p>実施期間： 平成 26～31 年度</p>	<p>県指定文化財保有者</p>	<p>倉吉市打吹玉川伝建群内でも核となる県指定保護文化財及び名勝(庭)である桑田家及び高田家は建築後 100 年以上が経過していることから、維持保全、メンテナンスを行うことにより、観光拠点としての魅力向上エリアの中心という立地特性を活かした周辺への面的な波及効果のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金</p> <p>実施期間： 平成 26～31 年度</p>	
<p>事業名： 地域子育て支援拠点事業(利用者支援事業)</p> <p>内容： 地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じて相談・助言等を行う施設を設置、また、関係機関との連絡調整を実施し、子育て世帯が集まりやすい拠点整備の検討を行う。</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>子育て支援施設や子育て世代が集まりやすい拠点の整備等、子育て世代が住みたくなる環境の整備により、居住人口の増加、定住化のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 保育緊急確保事業費補助金を検討</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地では人口の減少と高齢化が一層に進んでいる。平成 26 年の中心市街地の人口は平成 19 年に比べて約 1 割が減少し、世帯分離などの傾向を受けて市全体ではまだ微増している世帯数も、中心市街地においては既に減少がはじまるなど、居住の空洞化が進みつつある。また高齢化により生産年齢人口の減少が急速に進んでいる。

居住人口は全ての社会経済活動の基本をなすものであり、人口規模が小さな倉吉市にとって居住の維持・回復は重要かつ喫緊の課題である。特に、生産年齢人口、とりわけ 20 歳～40 歳代の人口・世帯が増加すれば、経済・消費活動への影響や人口の自然増加、中心市街地の老朽化した建造物の健全な活用等、様々な面で高い効果が期待できる。このため、今後、現在の倉吉の資源や資産を有効に活用した街なか居住の推進が必要とされる。

(2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「誰もが持続的に住みたく暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、多様な世代に対応した住宅の供給を行う。空き家・空き店舗等の建築物を有効に活用し、リノベーションによって若年層をはじめ多様な居住ニーズにも対応できる住宅を供給する事業を実施する。

また、住民が運営するサロン事業や介護予防教室事業など居住環境の向上を図るサービスや、バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの環境整備を行う事業をあわせて実施していく。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 住民運営のサロン事業</p> <p>内容： 自主交流、介護予防教室、健康教室、認知症検診等を展開する介護予防の拠点として高齢者が集う住民運営のサロンを整備。介護予防ボランティアの養成、立ち上げ支援、運営者育成、運営支援を行う高齢者生活支援コーディネーターの設置を行う。</p> <p>実施期間： 平成 19 年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>地域にある資源(人と場所)を活用し、元気高齢者が社会活動を行う場づくりを行うことで双方の介護リスクの軽減を図るとともに、高齢者が徒歩で参加出来る範囲に住民運営のサロンを設置し、住みたくなる環境を整備することで、居住人口の増加と高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>実施期間： 平成 19 年度～</p>	
<p>事業名： 介護保険地域支援事業 (介護予防教室、認知症予防教室など)</p> <p>内容： 高齢者の認知症予防と改善の教室の開催。知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を実施する。</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>高齢者がいきいきと地域で生活していくことをめざす。高齢者の自立と生活の質の確保を図るとともに、高齢者等に対し、普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を行なうことにより、健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者が住みたくなる環境が整備されることにより、居住人口の増加や高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： リノベーション居住推進事業</p> <p>内容： 打吹地区の古民家や空き家等をリノベーションによって事務所、店舗、住宅等として再生するため、移住相談窓口の設置、移住初期経費等の一部補助、家賃補助等を行う。</p> <p>実施期間： 平成 26 年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>歴史的な環境を生かした魅力的な住環境を提供し、Uターン、Iターン等による市外、県外からの若年層を中心とした移住を進め、中心市街地の居住者増を図る。</p> <p>新規居住者による地域での消費増加、地域住民との交流によるコミュニティの再生交流、新規居住者からの情報発信による住みやすいまち倉吉としての広報を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 鳥取県移住定住推進交付金</p> <p>実施期間： 平成 26 年度～</p>	
<p>事業名： 住宅リフォーム助成事業</p> <p>内容： 住宅のリフォームに対する助成を行う。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>住宅のリフォームに対し助成を行うことで、定住を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： (仮称)シニアステージ上井(サービス付高齢者向賃貸住宅)</p> <p>内容： サービス付高齢者向賃貸住宅の整備を行う。(シングル 36 部屋、ツイン 16 部屋)</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>(有)メディカルケア米子</p>	<p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅をパープルタウン(主要商業施設)近隣に整備することにより、高齢者にとってより便利な生活環境を提供し、高齢人口の流出を防ぎ、高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： サービス付き高齢者向け住宅整備事業の活用を予定。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	
<p>事業名： 放課後児童クラブ運営</p> <p>内容： 成徳小学校、中央児童館において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える。</p> <p>実施時期： 昭和 54 年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図るとともに、子育て親子が住みたくなる環境を形成することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

駅周辺地区、打吹地区は、倉吉市において都市型の産業をはじめ多くの事業所が集積する経済活動の中心地区であり、これらの中心市街地において卸売・小売業や宿泊・サービス業、その他知識集約型産業など都市型の産業の事業所数や従業者数（雇用）の維持・増進を図ることは、倉吉市にとって非常に重要である。

しかし、小売業を例にみても中心市街地における事業所数、従業者数、売り場面積は実数、市全体に占めるシェアともに減少を続けており、経済活力の拠点としての中心市街地の機能低下が見受けられる。また、中心市街地の主要な産業分野の一つとして成長が期待されている観光についても、近年は主な観光施設で把握している観光客数の伸び悩みや減少が見られる。

今後は、卸売業・小売業などの既存の事業活動の健全な維持を図るとともに、観光の振興、さらに小規模でも付加価値の高い事業活動を行うような企業の誘致など、新たな成長・雇用の源泉となる企業の誘致や起業の促進、また、産業経済活動を担う担い手の育成などが求められる。

(2) 取り組みの内容

倉吉の中心市街地で新たに企業し事業活動を行う事業者を支援するため、事業所や店舗として活用できるように空き家・空き店舗等のリノベーションを行う事業を進めるほか、未来の産業を育てる種とすべく、アーティスト、クリエイター、デザイナーといった、話題性やメッセージ性、影響力のある専門家等についても活動の場（アトリエや創作活動の場等）を提供していくため、アートカフェやアーティストとの交流によるまちづくり拠点の整備などを行う。

また、倉吉の地域特性を活かした祭りやイベント等を季節ごとに積極的に開催することにより、中心市街地への観光客の誘客やそれに伴う消費支出の拡大を図る。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 打吹正宗復興事業</p> <p>内容： 江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。母屋の県の文化財指定を機に、蔵の一部(指定外)を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備する。</p> <p>実施期間： 平成 28 年度</p>	<p>一般財団法人 小川財団 (設立予定)</p>	<p>江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。 また、蔵の一部(指定外)を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備し新たな賑わいを創出する。新たな観光客の増加と中心市街地の回遊性の向上を図り、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金 (先導的・実証的 事業)</p> <p>実施時期： 平成 28 年度</p>	
<p>事業名： 倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業</p> <p>内容： 老朽化に伴う建替えのため1Fを農産物直売所として、また2Fを多目的ホールとして整備する。</p> <p>実施期間： 平成 28 年度</p>	<p>鳥取中央 農業組合</p>	<p>鳥取県中部の玄関口である倉吉駅周辺に位置する立地の優位性を活かし、市内外からの来訪客の増加を図るとともに、地元住民の買い物と交流の場を提供し倉吉駅周辺エリアのにぎわい創出を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金 (先導的・実証的 事業)</p> <p>実施時期： 平成 28 年度</p>	
<p>事業名： アーティストとの交流によるまちづくり拠点整備事業</p> <p>内容： 地区内にある4つの特徴のある空き家(旧仲倉医院、旧ぼうし工場、旧葬儀社倉庫、桃林工房)を活用し、ゲストハウス、ギャラリー、スタジオを整備する。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>明倫まち づくり合 同会社</p>	<p>特徴のある空き家の活用と、地元の特産品を提供するカフェやレストランを併設し、アーティストや来訪者、地域住民が交流する拠点をまちに散りばめることで、まちの回遊性の向上と地域の魅力向上のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金 (先導的・実証的 事業)</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	

<p>事業名： 倉吉打吹まつり</p> <p>内容： みつぼし踊り、山車(屋台)巡行、牛鬼、女みこし、飛天花火などさまざまなイベントを打吹エリア一体で行う。</p> <p>実施期間： 昭和 52 年度～</p>	<p>倉吉打吹まつり実行委員会</p>	<p>打吹地区で夏祭りを行うことで、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 (駅周辺地区の地域で開催するかつさま祭と同時開催)。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	
<p>事業名： 倉吉ばえん祭</p> <p>内容： 倉吉の昔からの方言で「ばえん」(標準語で騒ぐ、暴れると言う意味)から実施する祭。駅前広場を歩行者天国化し、ステージや演舞を披露。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	<p>倉吉ばえん祭実行委員会</p>	<p>駅周辺地区で祭りを開催することで、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	
<p>事業名： 倉吉春まつり</p> <p>内容：桜の開花にあわせて打吹公園内にボンボリ大小 600 個を点灯し、赤瓦・白壁土蔵群周辺で各種イベントを開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 50 年度～</p>	<p>倉吉春まつり振興会</p>	<p>山陰随一の桜とつつじの名所である打吹公園をメイン会場とし、打吹地区の主要施設を中心として様々な連携イベントを同時開催することで、地域文化を発信するとともに、地区の回遊性の向上、交流人口の増加を図り、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	
<p>事業名： くらよし女子駅伝</p> <p>内容： 倉吉市営陸上競技場を発着点とした倉吉打吹・東郷湖畔コース(日本陸連公認)の駅伝を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 61 年度～</p>	<p>倉吉市、一般財団法人陸上競技新報社、鳥取県陸上競技協会、日本新聞社</p>	<p>打吹公園の陸上競技場を発着点とし、倉吉駅や東郷池など倉吉市の市街地を縦断するコース設定により、中心市街地一体が会場となるため、倉吉市のPRや消費活動を促進することで地区の活性化を促す。 中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	
<p>事業名： 倉吉博物館特別展ほか展示会</p> <p>内容： 博物館において特別展や一般展示を行う。</p> <p>実施期間： 昭和 49 年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>地区の文化拠点として、地域及び文化振興で重要な役割を果たす。特別展や一般展示により、歴史・文化を発信するとともに、打吹地区の他の文化施設との連携などにより、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 打吹正宗復興事業</p> <p>内容： 母屋の県の文化財指定を機に、蔵の一部（指定外）を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備するため調査を実施する。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>一般財団法人 小川財団 (設立予定)</p>	<p>江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。</p> <p>また、蔵の一部（指定外）を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備し新たな賑わいを創出する。新たな観光客の増加と中心市街地の回遊性の向上を図り、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>(再掲)</p>
<p>事業名： 倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業</p> <p>(再掲)</p>	<p>鳥取中央農協組合</p>	<p>(再掲)</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	<p>(再掲)</p>
<p>事業名： 女性向けコミュニティ施設兼食料品販売施設整備事業</p> <p>内容： 旧ナショナル会館跡地に女性や観光客をターゲットにした食料品店、子どもが遊んで学べる託児室、コミュニティスペース等を併設した「女性向けコミュニティ施設兼食料品販売施設」を整備する。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度～</p>	<p>(株)チュウブ</p>	<p>旧ナショナル会館跡地に女性や観光客をターゲットにした食料品店、子どもが遊んで学べる託児室、コミュニティスペース等を併設した「女性向けコミュニティ施設兼食料品販売施設」を整備し、子育てに不安を感じている保護者の交流場としての活用や、子連れの観光客がゆっくり観光や買い物ができるよう臨時託児所としての機能を備えることで、子育て世代および観光客の賑わいや交流の創出を図る。</p> <p>さらに、地元食材を活用した女性向けの食料品の販売を行うことで女性や観光客をターゲットにした集客を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施期間： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 地域住民学生向けテナントビル整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開、商品構成、地域性のある商品メニュー開発を行う地元企業や起業するテナントを誘致するテナントビルを整備する。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度～</p>	<p>(株)アナログ</p>	<p>倉吉駅北口を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開、商品構成とし、さらに地域色を打ち出すべく商品メニュー開発を積極的に行うことで、駅周辺の賑わいの創出や学生や地域住民の交流拠点の創出を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施期間： 平成 27 年度～</p>	

<p>事業名： アーティストとの交流による まちづくり拠点整備事業 (再掲)</p>	<p>明倫まち づくり合 同会社</p>	<p>(再掲)</p>	<p>中心市街地再興戦略 事業費補助金 (調査事業) 実施時期： 平成 27 年度</p>	<p>(再掲)</p>
<p>事業名： 白壁土蔵アートカフェ整備 事業 内容： 白壁土蔵群内にある旧診 療所とその敷地内にある中 庭をカフェや物販施設とし て改修。 地元作家の作品展示スペ ースや中庭にイベントスペ ースも併設。 スマートフォンを用いた多 言語の音声ガイドシステム ステーションとしての機能が 果たせる施設として整備す る。 実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>カフェ運 営会社 (設立予 定)</p>	<p>施設の改修と多様なスペースの 設置により、地元住民をはじめ 観光客の集客を図る。 また、新たな多言語システムの 導入により、新たな観光拠点と なり、訪れた観光客の利便性を 図るため、中心市街地の活性化 に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略 事業費補助金 (調査事業) 実施時期： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 女性客向けチャレンジショ ップ整備事業 内容： 白壁土蔵群周辺の空き店 舗を活用し、3店舗程度が 開業できるテナントスペ ースの整備を行う 実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>(株)シェア シティ (設立予 定)</p>	<p>主に地産品を中心とした若年女 性向けの商品を扱う店舗とし て、若年層の起業家を中心に募 集を行い、若者による若者のた めの店づくりをコンセプトに若年 層を中心とした集客を図るため 中心市街地の活性化に必要な 事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略 事業費補助金 (調査事業) 実施時期： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 倉吉市中心市街地活性化 協議会タウンマネージャー 設置事業 内容： 倉吉市中心市街地活性化 協議会にタウンマネージャ ーを設置する。 実施期間： 平成 26～31 年度</p>	<p>倉吉市 中心市 街地活 性化協 議会</p>	<p>中心市街地活性化の推進を図 るためタウンマネージャーを設 置し、起業支援、民間事業の掘 り起しを行うとともに、事業の ブラッシュアップを行い、新 たな事業の創出、創業者の育 成を図るため中心市街地の活 性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略 事業費補助金(専門 人材活用事業) 実施時期： 平成 26～31 年度</p>	

<p>事業名： 子ども遊戯スペース整備事業</p> <p>内容： パープルタウンの3階を子ども向けの遊戯スペースとして大規模に改修するとともに、子ども専用ポイントカードを制作する。</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	<p>(仮称) 倉吉市山根エリアまちづくり事業組合</p> <p>パープルタウン株式会社</p>	<p>市外に流出する子育て世帯の買い物客の取り込みのため、3階部分を子ども向けの遊戯スペースとして大規模に改修し、近隣テナントビル等との連携により子育て世帯の利用促進と賑わい創出を図る。</p> <p>また、子ども専用ポイントカードの作成により、周辺店舗での買い物を促し、子育て世帯の買い物客の中心市街での回遊性の向上を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域商業自立促進事業を検討 (地域商業自立促進調査分析事業)</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	
<p>事業名： 倉吉教育複合センター整備事業</p> <p>内容： 空テナントを子供向け教育複合施設「くらし教育複合センター」として整備し、幅広い幼児・児童教育に対応したエディキュショナルスクールモルを構築。英語教室、リミック教室、ベビーマッサージ、そろばん教室、学習塾、保護者向けコミュニティスペース等を設置する。</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	<p>(仮称) 倉吉市山根エリアまちづくり事業組合</p> <p>中部都市企画株式会社他</p>	<p>空テナントを子供向け教育複合施設として整備し、エディキュショナルスクールモルを構築するとともに、近隣の商業施設との連携により子育て世代を中心とした客層をターゲットとした賑わい創出を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域商業自立促進事業を検討 (地域商業自立促進調査分析事業)</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 空き店舗リノベーション・テナントリーシング事業</p> <p>内容： 倉吉駅南側に位置する空き店舗を利用したリノベーションにより、地元住民と来訪者などが集い交流できる新拠点を整備する。(テナントリーシングにより飲食店を誘致)。</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	<p>(株)リノベーションスクール(設立予定)</p>	<p>空き店舗を活用したリノベーションにより、新たな交流拠点を整備することで、賑わいの創出や回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金(調査事業)を検討</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	

<p>事業名： 空き店舗活用事業（地元工芸品等製造販売施設整備事業）</p> <p>内容： 倉吉市の伝統的な地域資源を活用した素材を洋服や雑貨に使用する個性的なプロダクトを中心に製造工房や販売スペースを整備する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>さのここ （設立予定）</p>	<p>製造工房スペースでは洋服・雑貨づくり教室やワークショップイベントなども開催し地域住民相互そして観光客との交流を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 古民家リノベーション事業（雑貨・カフェ）</p> <p>内容： 古民家とその中庭を活用し、農園とカフェにリノベーション。折り紙を加工した和の雑貨の制作・販売拠点を開設する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>(株)コミニカ （設立予定）</p>	<p>古民家とその中庭をリノベーションし、農園とカフェ、雑貨の制作・販売等を行い、打吹地区の賑わい交流施設とすることで、地区の交流人口、来訪客の滞留時間の増加を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 空き店舗活用事業（地元デザイナーブティック開業事業）</p> <p>内容： 鳥取短期大学でも講義を行っている日本人デザイナー Satoshi Date のブランドブティック日本第1号店の開設・運営を行う。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>(株)コミニカ （設立予定）</p>	<p>伝統的な町並みに、世界最先端のファッションブランドを誘致することで、また日本に唯一のショップということもあり、関西圏・首都圏から主に若い世代の来街を誘い、もって当エリア全体のブランド化を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業）</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	
<p>事業名： 打吹正宗復興事業</p> <p>江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。</p> <p>実施期間： 平成 27～28 年度</p>	<p>一般財団法人小川財団 （設立予定）</p>	<p>江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。また、蔵の一部（指定外）を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備し新たな賑わいを創出する。新たな観光客の増加と中心市街地の回遊性の向上を図り、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金</p> <p>実施時期： 平成 27～28 年度</p>	<p>（再掲）</p>

<p>事業名： 名探偵コナンミステリーツアー</p> <p>内容： 倉吉駅ー赤瓦・白壁土蔵群 とその他周辺町の観光スポ ットを結び、各地でミステリー を解く名探偵コナンのツアー を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	<p>名 探 偵 コナン鳥 取ミステ リーツア ー 実 行 委員会</p>	<p>幅広い世代に人気のあるマンガ のキャラクター、ストーリーを活用 し、子どもや家族などの新たな 誘客層を開拓するとともに、鉄 道とまち全体を使った謎解きツ アーにより、周遊観光を活性化 することで、地域のPR 促進や交 流人口の増加を図るため中心 市街地の活性化に必要な事業 である。</p>	<p>倉吉市負担金</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	
<p>事業名： アジアトレイルズカンファレ ンス</p> <p>内容： ウォーキングやトレイル関係 者が集まる世界大会「ワー ルド・トレイルズ・カンファレン ス(WTC)」のアジア大会を 開催する。</p> <p>実施期間： 平成 27～29 年度</p>	<p>WTC 実 行 委 員 会 (鳥取県 NPO 法 人未来)</p>	<p>アジア中のトレッキング、ウォー キングの関係者が集まる大きな 大会を官民一体となって連携開 催することより、地域づくりの官 民連携の土壌をつくるとともに、 アジアへ倉吉の魅力を発信し、 交流人口の増加につなげるため 中心市街地の活性化に必要な 事業である。</p>	<p>倉吉市負担金</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	
<p>事業名： ワールド・トレイルズ・カンフ アレンス</p> <p>内容： ウォーキングやトレイル関係 者が集まる世界大会「ワー ルド・トレイルズ・カンファレン ス(WTC)」を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 28 年度</p>	<p>WTC 実 行 委 員 会 (鳥取県 NPO 法 人未来)</p>	<p>世界中のトレッキング、ウォーキ ングの関係者が集まる大きな大 会を官民一体となって連携開催 することより、地域づくりの官民 連携の土壌をつくるとともに、世 界へ倉吉の魅力を発信し、交流 人口の増加につなげるため中心 市街地の活性化に必要な事業 である。</p>	<p>倉吉市負担金</p> <p>実施期間： 平成 28 年度</p>	
<p>事業名： SUN-IN 未来ウォーク</p> <p>内容： ウォーキングにより鳥取県 を元気にするとのコンセプト の元、ウォーキングイベント を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	<p>NPO 法 人未来</p>	<p>地域住民の健康の維持管理を 促すとともに、地域の主要観光 施設や地域資源などを回遊す るコース設定により、地域の回 遊性の向上、地域資源の発掘 や情報発信を促し、交流人口の 増加のため中心市街地の活 性化に必要な事業である。</p>	<p>倉吉市補助金</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	
<p>事業名： 中部発！食のみやこフェス ティバル</p> <p>内容： 鳥取県中部の中心で発信 する地産地消を推進するフ ェスティバルを開催する。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	<p>中 部 発！ 食 の み や こ フ ェ ス テ ィ バ ル 事 務 局</p>	<p>地産地消の促進により地域資 源を発信や新しい地域資源の 発掘を促すとともに、交流人口 の増加を図るため中心市街地 の活性化に必要な事業である。</p>	<p>倉吉市負担金</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	

<p>事業名： 日本海駅伝競走大会</p> <p>内容： 倉吉市営陸上競技場を発着点とした倉吉打吹・東郷湖畔・三朝コース(日本陸連公認)で駅伝を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 56 年度～</p>	<p>一般財団法人鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社</p>	<p>打吹公園の陸上競技場を発着点とし、倉吉駅や東郷池など倉吉市の市街地を縦断するコース設定により、中心市街地一体が会場となるため、倉吉市のPRや消費活動を促進し地区の活性化を促す。</p> <p>中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>倉吉市補助金</p>	
<p>事業名： てつがくカフェ</p> <p>内容： 鳥取短期大学が中心市街地で行うイベントを実施する。</p> <p>実施期間： 平成 26 年度～</p>	<p>鳥取短期大学</p>	<p>鳥取短期大学が中心市街地の各所を使ってフランス発祥の哲学カフェを行うことで、学生と地域住民の交流を図るとともに、中心市街地の回遊性向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： ひいな祭りくらし</p> <p>内容： 倉吉市内に古くから伝わる人形「土(どろ)天神」や「雛飾り」などを集めて展示するイベントを開催する。</p> <p>実施期間： 平成 16 年度～</p>	<p>倉吉ライオンズクラブ</p>	<p>地区の回遊性の向上、交流人口を図るとともに、打吹地区の商店街と住民が一体となってイベントを開催することで、地区全体の連携を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： くらし打吹流しびな</p> <p>内容： 子どもを禍から守るよう、子どもの分身をひな人形の絵馬に託して玉川に流す行事を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 61 年度～</p>	<p>倉吉打吹ライオンズクラブ</p>	<p>地域文化を次世代に継承するとともに、舞台となる玉川などの地域資源の適切な維持を図る。また、地域資源を活用したイベントの実施と、周辺の主要観光施設との連携により、回遊性の向上や交流人口の増加を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 白壁土蔵群～光の回廊～打吹天女伝説まつり（土曜夜市）</p> <p>内容： 夏の宵、白壁土蔵群をかがり火とろうそくを灯したピン灯籠で飾るイベントを開催する。</p> <p>実施期間： 平成 10 年度～</p>	<p>白壁土蔵イベント実行委員会</p>	<p>玉川沿いの白壁土蔵群にかがり火とろうそくを灯した瓶灯籠を並べ、観光の中心となる日中の時間帯以外の夜の街の姿を美しく見せながら、様々なイベントをエリア一体で開催することで、散策時間を拡大し、交流人口の増加を図るとともに、観光拠点としての魅力向上を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>事業名： 河原町地蔵盆祭り</p> <p>内容： 東西 2 体のお地蔵様が祀 ってある河原町において子 ども達が大きな数珠を持 ち、鐘を鳴らしながら町内 を練り歩く伝統行事を開催 する。</p> <p>実施期間： 昭和 30 年度～</p>	<p>河原町 地蔵祭り 実行委 員会</p>	<p>こどもに向けた伝統行事の継続 により、地域の交流を図るととも に、住み続けたいまちとなる よう地域への愛着を図るため中 心市街地の活性化に必要な事 業である。</p>		
<p>事業名： かつさま祭</p> <p>内容： 打吹まつりと同日開催する 祭を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 22 年度～</p>	<p>かつさま 夏祭実 行委員 会</p>	<p>打吹まつりと同日開催し、交流 人口の増加を図る。 中心市街地への集客性を高 め、賑わい創出を目標とする中 心市街地の活性化に必要な事 業である。</p>		
<p>事業名： せいとく祭</p> <p>内容： 地区振興を目的に成徳地 区において行う祭を開催す る。</p> <p>実施期間： 平成 7 年度～</p>	<p>成徳地 区振興 協議会</p>	<p>成徳小学校を会場として、こども を中心としたイベントを行うこと で、学校と地区が一体となった 地域づくりと、こどもの地域に対 する愛着の醸成を図り、定住化 を図るため、中心市街地の活 性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 長谷の観音市</p> <p>内容： 長谷寺が発行する「牛玉」 という棒状のお守りを受け る行事の翌日にたつ昔ながら の風情が楽しめる市を開催 する。</p> <p>実施期間： (現在の場所での実施) 昭和 55 年度～</p>	<p>長谷の 観音市 実行委 員会</p>	<p>打吹山にある長谷寺での伝統 行事(長谷の牛玉授け)とあわ せて参道で開催される伝統的 な市を伝統文化として継承す ると同時に、歴史的な地域とし ての地域性の適切に維持し、定 住化を図るため、中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 地域の暮らしを支える商店 街づくり事業</p> <p>内容： 商店街の空き店舗等を活 用した日常生活を支える店 舗(食品や日用品等の店 舗、食堂等)の設置や、地 域コミュニティスペースの 設置・運営を行う不動産所 有者や民間事業者、地域 団体等の取り組みを支援 する。</p>	<p>倉吉市</p>	<p>高齢者にも暮らしやすい中心市 街地の居住環境を形成するた め、商店街の空き店舗を利用し た生活利便施設の設置やコミュ ニティスペースの設置および運 営者の支援を行い、中心市街 地の高齢者等の地域住民の生 活の質の向上、新たな事業所 の開設による就業者増加、地域 での消費の増大を図るため、中 心市街地の活性化に必要な事 業である。</p>	<p>にぎわいのある商店 街づくり事業補助金、 チャレンジショップ運 営事業委託費</p>	

<p>(既存事業の「にぎわいのある商店街づくり事業費補助金」「チャンレンジショップ運営事業」)</p> <p>実施期間: 平成 15 年度～</p>				
<p>事業名: 若者子育て世帯買い物応援事業</p> <p>内容: 子育て応援カード(商業施設等が協賛店)により、割引・特典サービスを実施する。</p> <p>実施期間: 平成 19 年度～</p>	民間事業者(協賛店)	子育て応援カードによる割引・特典サービスを実施し、カードの利便性を向上させ、商業地区の集客の増加を図り、地域での消費の増大のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名: 地域産業活性化推進事業</p> <p>内容: 地域産業活性化推進員の配置による就業情報提供、空き店舗のマッチング支援、市内事業者の販路開拓を支援する。</p> <p>実施期間: 平成 27 年度～</p>	倉吉市	地域産業活性化推進員による就業情報提供、空き店舗のマッチング支援、市内事業者の販路開拓を行うことで、起業者支援の充実と商店街等の活性化を促し、地域での消費の増大を図るとともに、新たな事業所の開設による就業者の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名: 倉吉市制度融資事業</p> <p>内容: 中小企業者に貸付を行う金融機関に対し、その資金の一部を預託することで、長期低利の制度融資を実施する。</p> <p>実施期間: 昭和 38 年度～</p>	倉吉市	中小企業者の経営安定、経営基盤強化のために貸付を行う金融機関に対し、長期低利の制度融資を実施することで、中小企業の地域起業における持続的な事業活動を促し、定着・発展を図るとともに、地域の商工業の振興により新たな事業所の開設による就業者増加、地域での消費の増大を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名: 倉吉市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業 (再掲)</p>	倉吉市中心市街地活性化協議会	(再掲)	倉吉市補助金 実施時期: 平成 26～31 年度	(再掲)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状及び事業実施の必要性</p> <p>倉吉の中心市街地はその歴史的な経緯から特性・機能の異なる二つの地区（駅周辺地区、打吹地区）によって構成される。倉吉市においては、これら二つの地区が相互に補完し連携しながらその役割を発揮していくことが、市民の福利向上や地域経済の活性化にとって大変重要である。</p> <p>現状において、両地区の間には複数の路線バスが運行し、多い時には5～10分の間隔で両地区を連絡するバスが運行するなど、地方都市としては高い利便性が確保されている。今後は、二つの地区を一体に機能させ、市民にとって利用しやすい中心市街地であるためにも、誰にでも利用できる公共交通機関の利用環境の更なる充実が求められる。</p> <p>(2) 取り組みの内容</p> <p>現状では、比較的運行本数が少ない夕・夜間の時間帯のバス運行の充実を図るなど、公共交通の利便性を高める施策を実施する。</p> <p>(3) フォローアップ</p> <p>毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。</p>

[1] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 夕夜間時間帯のバス運行事業</p> <p>内容： 現在運行の時間外である20以降に、倉吉駅～西倉吉間のバスを運行する。</p> <p>実施時期： 平成27～31年度</p>	バス事業者	<p>今まで20時以降の帰宅等の時間帯に利用できなかったバスを運行することで、中心市街地内におけるバスサービスの向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>倉吉市バス運行対策費補助金 (県生活交通体系構築支援補助金)</p> <p>実施期間： 平成27～31年度</p>	国土交通大臣による特定民間事業計画の認定

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>内容： 地域間幹線系統路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	<p>本事業は、地域間幹線系統路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通確保維持事業費補助金</p> <p>実施期間 平成 13 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉花回廊構想推進事業</p> <p>内容： 四季を通じて花を楽しみながら打吹公園～緑のプロムナード～白壁土蔵群などを周遊することを構想し、花壇整備等を行う。</p> <p>実施時期： 平成 17 年度～</p>	上灘地区振興協議会	<p>鳥取県で推進されているウォーキングを活用した観光、健康づくりに基づき、打吹エリアに歩きたくなる魅力あるコースを花壇整備等にて行い、周遊観光の活性化による地区の回遊性の向上と交流人口の増加を促進する。</p>		
<p>事業名： 広域路線バス路線維持事業</p> <p>内容： 広域交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	<p>本事業は、広域路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>広域バス路線維持補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	
<p>事業名： 生活交通路線維持対策事業</p> <p>内容： 生活交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	<p>本事業は、生活交通路線の維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>生活交通体系構築支援補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当課

平成26年4月1日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、企画振興部総合政策課に兼任職員3名を配置し、さらに平成26年11月1日から協議会事務局支援として専任職員を1名配置しています。

(2) 倉吉市中心市街地活性化推進本部

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織「倉吉市中心市街地活性化推進本部」を、平成26年5月26日に設置しています。

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部の構成

本部長	副市長
副本部長	企画振興部長
本部員	総務部長
本部員	福祉保健部長
本部員	産業環境部長
本部員	建設部長
本部員	水道局長
本部員	教育委員会事務局長

◆同幹事会の構成

幹事長	企画振興部長
副幹事長	産業環境部長
幹事	総務課長
幹事	総合政策課長
幹事	地域づくり支援課長
幹事	観光交流課長
幹事	子ども家庭課長
幹事	長寿社会課長
幹事	商工課長
幹事	管理課長
幹事	建設課長
幹事	景観まちづくり課長
幹事	生涯学習課長
幹事	文化財課長
幹事	倉吉博物館長

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部における検討課題

開催	日時	検討議題
第1回	平成26年7月2日	(1) 推進本部の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	平成26年8月22日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 中心市街地活性化に関する意見交換会、説明会の開催について (4) 基本計画掲載事業の検討状況について
第3回	平成26年9月24日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会の結果について (3) 倉吉市の中心市街地の将来像、基本的な方針と目標について
第4回	平成26年11月5日	(1) 基本的な方針、目標（指標、数値目標）の設定について (2) 中心市街地の区域について

		(3) 事業について
第5回	平成27年2月16日	(1) 内閣府との事前協議について (2) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
第6回	平成27年月日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画について

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部幹事会における検討課題

開催	日時	検討議題
第1回	平成26年7月8日	(1) 推進本部、幹事会の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	平成26年8月6日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 基本計画掲載事業の検討について
第3回	平成26年月日	
第4回	平成26年月日	
第5回	平成26年月日	
第6回	平成26年月日	
第7回	平成26年月日	

(3) 倉吉市中心市街地活性化検討委員会

中心市街地活性化に関し、幅広い分野において専門的な検討を行うため、「倉吉市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を平成26年5月30日に設置しています。

◆倉吉市中心市街地活性化検討委員会の構成

役	所属団体名	所属団体役職	氏名	備考
委員長	鳥取大学	教授	山下 博樹	学識経験者
副委員長	鳥取環境大学	准教授	倉持 裕彌	学識経験者
委員	鳥取短期大学	教授	杉山 陽二	学識経験者
〃	倉吉商工会議所	専務理事	佐々木 敬宗	商業・経済
〃	上井商工連盟	会長	加藤 正義	商業
〃	倉吉銀座商店街振興組合	理事	井上 裕貴	商業
〃	株式会社赤瓦	取締役	大前 拓也	商業
〃	あきない中心倉	会長	豊田 勲	観光・商業
〃	倉吉観光マイルス協会	会長	田村 幹夫	観光
〃	倉吉市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	山根 義男	福祉
〃	倉吉市民生児童委員連合協議会	上井地区民生児童委員協議会会長	田栗 静男	福祉
〃	公益社団法人中部医師会	会長	松田 隆	医療
〃	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会	副会長（中部支部長）	藤原 博文	居住
〃	一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	副会長（中部支部長）	藤井 泰徳	居住
〃	倉吉市自治公民館連合会	副会長	福井 章人	住民
〃	倉吉市男女共同参画推進会議		楠本 知恵美	住民（女性）

〃	ふるさと遊誘駅舎館	理事長	牧野 光照	住民 (NPO)
〃	倉吉町並み保存会	会長	桑田 東之夫	住民 (NPO)
〃	明倫 NEXT100	理事長	稲嶋 正彦	住民 (NPO)
〃	中部総合事務所	所長	西山 信一	行政関係者
〃	JR 西日本倉吉駅	駅長	森山 進	交通
〃	日ノ丸自動車(株)倉吉営業所	所長	福永 慎一	交通
〃	日本交通(株)倉吉営業所	所長代行	徳丸 孝信	交通
〃	中部タクシー共同組合	理事長	杉山 伸二	交通

◆倉吉市中心市街地活性化検討委員会における検討課題

開催	日時	検討議題
第1回	平成26年7月16日	(1) 検討委員会の開催について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	平成26年8月8日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 中心市街地活性化に関する意見交換会、説明会の開催について
第3回	平成26年9月24日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会の結果について (3) 倉吉市の中心市街地の将来像、基本的な方針と目標について
第4回	平成26年11月7日	(1) 基本的な方針、目標（指標、数値目標）の設定について (2) 中心市街地の区域について (3) 事業について
第5回	平成27年2月18日	(1) 内閣府との事前協議について (2) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
第6回	平成27年月日	(1) 倉吉市中心市街地基本計画について

(4) 倉吉市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容等（市長が答弁したもの）

開催日時	内容
平成24年3月 3月定例会	(質問要旨) 旧市街地の再生事業への取り組み、中心市街地の再生事業についての取り組み (答弁要旨) 中心市街地活性化法による認定基本計画への支援制度のほか、認定を受けていなくとも受けられる支援があるので、幅広く商工会議所などにも情報提供をして、取り組みを検討していく必要がある。中心市街地をどういう範囲でとらえるかという問題も大きな議論であり、倉吉のまちづくりを改めて考える時期に来ている。
平成24年3月 月定例会	(質問要旨) コンパクトシティをこれからの少子高齢化の時代の中で進めていくべきではないか (答弁要旨) 公共施設の維持管理コスト、車社会におけるエネルギーやCO2の環境問題か

	<p>らも、できるだけコンパクトにまちづくりをやっていくことが必要。その中で、倉吉には複数の核的な役割をもった地域があり、地域ごとにコンパクトなまちづくりを進めていくことが当然大切なこと。全てを集約するのは現実的でなく、今までの歴史的なまちづくりからいっても、適当ではない。交通の手段を整えつつ、買い物あるいは医療機関、福祉機関と連携したまちづくりを小さな単位で考えていく必要がある。</p>
平成 25 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 旧市内の商店街では更地やシャッターのおりた店舗がふえており、倉吉駅の周辺の商店も経営者の変更、閉店、また空き店舗もふえつつあるが、打開策はあるのか。</p> <p>(答弁要旨) 雇用の関係で大きな課題であり、問題意識を持っているところ。成徳・明倫地区と上井地区等の両方に視点を置いて、中心市街地活性化計画をつくる中で取り組みの整理をしていきたい。</p>
平成 25 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化の問題について、課題を解決する方法として市民の力をもっとかりるべきではないか、その体制を新たにたつていくべきではないか。</p> <p>(答弁要旨) まちづくりは人材が非常に大事。人材を得て、その人を核にして取り組みに広げていくことが効果的であり、必要な部分であり、いろいろな人材を得ていく努力もしていきたい。いろいろな活動している皆さんに集まっていただいて御意見を聞く、その中でどういった取り組みができるかということも模索をしていきたい。まちづくりは捉まえようによっては非常に幅広いものになるので、ある程度分野別に整理しながら、取り組みの具体的な中身を詰めていくということが大事。どんな取り組み方をしていくのがいいのか、よく考えながらやっていきたい。</p>
平成 25 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) まちづくりに関する事業の推進は、各部署を横断した目的達成型のプロジェクトであるべき。 中心市街地に関するプロジェクトを、どういう形で推進するのかお尋ねをしたい。</p> <p>(答弁要旨) 多くのプロジェクトは、部局横断的に取り組んでいかないといけないものが多い。計画づくりの段階から、トータルで推進できるよう、プロジェクトチームを必要に応じてつくりながら課題解決に向けた取り組みをしていきたい。</p>
平成 26 年 2 月 3 月定例会	<p>(質問要旨) 打吹地区や駅の辺りでは、ずっと前から身近な、歩いてあるいは自転車で通える倉吉の生活密着型の店舗が連なっていた箇所であったが、最近空き店舗、空き地がふえてきている。市のマスタープランでは商業地域で位置づけられていると思うが、コンパクトシティーを再度つくり上げていくことが必要ではないか。</p> <p>(答弁要旨) 消費者の動向により、倉吉の中でも既に明倫・成徳地区は空き店舗がふえてきている状況が非常に進行しており、それに続いて上井、駅周辺もそういう状況が見えつつある。これからの財政が縮小していく中でそれぞれの地域をどういうふうな形で経営していくかという面で、コンパクトさを求めていくという努力はしていかないといけない。新年度にあたって、中心市街地活性化</p>

	<p>化の計画づくりをやりたいと思っているところ。明倫・成徳地区だけでなく、上井地区周辺も含めて考えてみたい。ただ、非常に範囲が大きくなるので、国との調整が必要になってくると思う。</p>
<p>平成 26 年 2 月 3 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画作成のメリットについて</p> <p>(答弁要旨) 中心市街地の活性化計画については、中心市街地の活性化に関する法律に基づくものとして位置づけていきたい。 メリットは、計画に上げた事業に各種施策に取り組むことに対して国から手厚い支援がいただけることが第一。例えば道路整備、空きビルの再生支援、あるいは優良住宅の供給、都市機能の街なか立地支援、そのほか多目的な広場等の整備等、いろいろなものに対して各省の御支援をいただくということが一つの大きなメリット。 具体的な進め方については、まずは人口、居住状況、商業活動の状況、学校等も含めたそうした社会資源の状況、交通の状況等々の現状分析を行った上で、その地域のデータ、地域住民のニーズ調査の結果等によって出てきた課題を整理し、実効ある事業を検討していくということになる。この活性化基本計画の認定申請を行う際には、まちづくり会社とか商工会議所など多様な組織で、構成される中心市街地活性化協議会の意見を聞く必要があり、幅広い御意見のもとで計画をつくっていくことが必要。地域全体としての計画にしていきたい。 具体的な中身はこれからであるが、地域については成徳明倫と上井地区の 2 つの地区をトータルとして位置づけていきたい。国の過去の例からいくと少し広過ぎるという御指摘を受ける可能性があるので、国と十分調整をしていきたい。 計画をつくる上でさまざまな方からの意見を取り入れていくということにも努力をしていきたい。今後、具体的な進め方等については改めて検討した上でまた議会にも御相談をしていきたい。</p>
<p>平成 26 年 5 月 臨時議会</p>	<p>(所信及び議案説明) おはようございます。 平成 26 年第 4 回倉吉市議会臨時会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。 今議会は、私の 2 期目のスタートの議会でありますので、提出議案の御説明に先立ち、今後の市政運営に取り組む所信の一端を述べさせていただきたいと思えます。 (省略) こうした観点を踏まえ、2 期目の市政運営に当たり、重点的に取り組む幾つかの施策について、所信を述べさせていただきます。 まず、人口減少、少子高齢化への対応です。 (省略) 次に、産業振興と雇用の場の確保についてです。 市民の皆さんに安心して生活を送っていただくためには、安定した就業の場が必要であり、先ほど申し上げた企業誘致や地元企業支援などに努めるとともに、<u>商業機能の立地が変化する中で、かつての発展を担った中心市街地の機能低下、人口流出、高齢化等が進んでいることから、その活性化方策について検討を進めていきたいと考えています。</u> (省略) 以上、2 期目の市政に臨むに当たり、所信の一端を述べさせていただきました。</p>

	<p>それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>(省略)</p> <p>本年度の当初予算は、4月に市長任期を迎えることから、骨格予算として編成したものであり、5月補正予算は、新規事業や投資的経費が中心の政策的な経費を計上する肉づけ予算と位置づけて、その編成に取り組んだところであります。</p> <p>主な事業について、第11次倉吉市総合計画“くらしよし”ふるさとビジョンに掲げた主たる分野ごとに御説明申し上げます。</p> <p>1点目は、いきいきと働くことができるまち、産業分野でございます。</p> <p><u>まず、中心市街地活性化推進事業についてであります。</u></p> <p><u>上井、成徳、明倫、3地区の中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を図るため、民間事業者、地域住民、行政の相互連携による中心市街地の活性化の推進体制の整備及び基本計画を策定する経費として900万円余を計上しております。</u></p> <p>(省略)</p>
<p>平成26年6月 6月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>今までこの中心市街地活性化事業に取り組んでこなかった理由。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>当時の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づくものではないが、平成14年の11月に、市と商工会議所が中心になって、倉吉市独自の中心市街地活性化計画を策定している。このたびは国の支援を導入して、より強力で中心市街地の活性化に取り組もうということで、法律に基づく計画を策定し、内閣総理大臣の認定を得ることを目指して計画に取り組もうとしている。1年間ほどかけて策定を進めていきたい。</p>
<p>平成26年6月 6月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>まちづくり三法というものはどういうものか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>1つは中心市街地の活性化に関する法律で、先ほど申し上げた法律が平成18年に改正されたもの。内容は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、認定を受けた基本計画に掲載された事業に対する特別措置等が規定されている。</p> <p>2つ目が大規模小売店舗立地法。平成12年にそれまでであったいわゆる大店法がうまく機能しなかったため、法律の改正が行われた。内容的には店舗面積が1,000平米を超える大型店を立地する際に周辺地域への環境配慮、例えば駐車場の整備とか渋滞、騒音、廃棄物への対応を規定している。</p> <p>3つ目が平成18年に改正をされた改正都市計画法。内容は延べ床面積が1万平米を超える大規模集客施設の郊外への拡散立地に歯どめをかけるような土地利用規制というものを規定したもの。</p> <p>全体を通して、いわゆるコンパクトシティ、コンパクトに都市機能が集約をされて、誰もが歩いて暮らせるようなまちづくりを進める中でにぎわいあふれるまちづくりをやっていこうという趣旨で、法律の制定あるいは法律の改正がなされている。</p>
<p>平成26年6月 6月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地活性化基本計画とはどういうものか。どういった国の支援があるのか。</p> <p>(答弁要旨)</p>

	<p>中心市街地活性化基本計画とは、中心市街地の活性化に関する法律に基づく基本計画。市町村が地域の住民、関連事業者等のさまざまな主体の参加、協力を得て、自主的、自立的な取り組みを内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣がその認定を行い、国は認定した基本計画に掲載された事業に対して集中的、効果的な支援を実施するもの。要するに市町村で取りまとめた計画に対して内閣総理大臣が認定をして、それに基づき国の支援が得られるというもの。</p> <p>具体的な支援は、ソフト事業、ハード事業含めていろんな支援制度がある。計画に盛り込む大抵具体的な事業というのは、大まかに5つで、1点目が市街地の整備、改善にかかわるもの、2つ目として都市福利施設の整備にかかわるもの、3点目として町なか居住の推進にかかわるもの、4点目として商業の活性化、5点目として公共交通機関の利便等に係るものが内容。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 市内 1,000 程度の事業所の事業内容の把握をしているか。</p> <p>(答弁要旨) 統計調査はあるが、1,000 の事業所の事業内容をつぶさに把握するというのは、なかなか難しいのが現状。そういった点を踏まえ、倉吉市のまちづくりのあり方というものを考えながら計画をつくっていかないといけない。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化策の課題は何か。</p> <p>(答弁要旨) 課題は、非常にたくさんあるが、中心市街地の空洞化している大きな理由は、郊外型の店舗が拡大し商業施設が郊外に集積をされることによって中心市街地の機能が薄れていっていること。また、地形的な問題、あるいは都市構造の問題、環境の問題、商業者の意向、とりわけ消費者の消費行動も中心市街地が衰退をしていく大きな要因。</p> <p>中心市街地にもう一度消費者を呼び戻していくことができるのかということをしつかりと考えていかないといけない。一般的に活性化している地域というのは比較的人口密度が高く公共公益施設が集中している集約型の都市構造になっており、あるいは交通の結節点であるということ、アクセスしやすい場所であるということといった要素が組み合わさっている。こういった点を踏まえて中心市街地の再生に向けた具体的な振興策というのを盛り込んでいかないといけない。計画をつくるに当たっては、関係地域の商業者の皆さんも含めて関係者の皆さんの英知を集めてやっていかないといけない。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 鳥取、米子が作っている計画を分析、評価を行っているのか。</p> <p>(答弁要旨) 鳥取、米子とも基本的には先進地であるので、参考にしていきたい。それぞれの取り組み内容がどういう成果を上げているのかについても、今後、十分に分析をして、計画に生かしていきたい。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 市役所の推進体制はどのようになっているのか。</p> <p>(答弁要旨) 市役所内部に副市長をトップに各部局長関係の部局長等をメンバーとした推進本部を設置していきたい。あわせて、企画振興部長をトップ、産業環境部長を副トップとして、課長級の職員をメンバーとする幹事会も設置をして具体的な検討に入っていきたい。事務局については総合政策課の職員 3 名を基</p>

	<p>本的に担当として充当していきたい。非常に大事な計画であり、かつ具体的な事業を盛り込んでいかないといけない大変難しい作業になると思うので、地域の皆さんのいろいろなお知恵をいただいていい計画をつくっていききたい。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地の活性化計画についてはうまく機能すれば、新たな起業家を育て上げ、事業主体者がエリアの活性化の起爆剤となり得る。市民も大いに期待しておられる。 推進体制については、民間の委員中心の検討委員会と行政による推進本部とが連携しながら、計画に掲載可能な事業を選定し、一方でタウンマネージャーを配置した活性化協議会を立ち上げ、細部を煮詰めながら実現可能な事業を絞り込み、その計画を国へ認可申請して、認可を受けたものから事業主体者が国へ補助申請するという流れでよいか。</p> <p>(答弁要旨) 然り。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 行政が計画する事業や方針、区域、目標の基本的な内容は計画に大きな影響を与えると思うが、上井、成徳、明倫というエリアごとの特色を行政としてはどう考えているのか。</p> <p>(答弁要旨) これからエリアごとのイメージを整理しながら、具体的な事業の掘り起こしをしていくことになるが、現実の問題としては、一定のイメージはある。 上井地区は交通の結節点であること、それから短期大学とか、これから看護大学ができることになれば、そういう学生、若者の交流の地域であるということ、さらには、やはり倉吉の中部の中でも一番の商業集積地区という特色がある。成徳地区について言えば、白壁土蔵群を中心とした倉吉の歴史文化の拠点であり、なおかつ一番の観光の地域でもあるという点。明倫地区については、古くからの歴史と、それから遺産、地域の新しい市民活動の動きも出ている地域という特徴がある。そういうものをベースに、これから推進本部あるいは検討委員会の中でイメージを持って、将来の目標を定め、具体的な事業につなげていく、こういう作業をやっていくことになると思う。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画に掲載される補助事業、補助率の主なものとしてどのような例があるのか。</p> <p>(答弁要旨) 経済産業省の中心市街地再興戦略事業補助金で、対象は民間事業者あるいはまちづくり会社など。先導的・実践的な事業では補助率が3分の2以内、補助の上限額2億円、重点支援事業に合致する場合には5億円。 国土交通省の暮らし・にぎわい再生事業は社会資本整備総合交付金の一つのメニューで、対象事業は、都市機能まちなか立地支援ということで、公益的な施設の整備に充当できる。補助率は3分の1。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 補助を受けるにしても事業主体者が資金調達する必要があり、倉吉の事業主体の経営環境を見た場合に、手を挙げる事業者があらわれるかどうか、これが一番心配の種である。今、市がイメージしていらっしゃる対象事業として、どんなものがあると想定しているのか。</p> <p>(答弁要旨) まさにそれをこれから検討する内容であるが、例えば空き家対策、空き家の</p>

	<p>活用が一つ大きなポイントになるのではないかと、また行政では、例えば道路整備も対象になるので、公共事業の場合には交付金と起債とあわせたような取り組みで活用できるのではないかと。幅広くアイデアを出していただければと思う。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 計画の成功のポイントは、事業を確実に進められる事業者の発掘と、補助金を使って経営リスクを抑える事業計画づくりのサポートとフォローを担う優秀なタウンマネージャーである。タウンマネージャーとしてどんな人物を想定されているのか。そういった候補者がいるのか。</p> <p>(答弁要旨) タウンマネージャーには人と人、人と地域をつないでいくといった面でのネットワークを持った方が必要。いろいろ起業家がいっても一人や一企業ではなかなか難しいが、複数の起業家を集めて、それを一つの組織として集約をして、事業づくりに当たっていく能力、知識とネットワークを持った方がタウンマネージャーになれば、効果の上がる計画、あるいは実行ができる。当てがあるわけではないが、優秀な人材を求めていきたい。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画に掲げるべき事項に関する調査や計画作成に必要な資料の作成、また各種会議の運営に対する支援、提案の役割を持つコンサルを募集しているが、どのように進展しているのか。公募に対する応募数、応募した会社からの質問と市の回答、応募した会社の企画提案内容はどのようなものであったのか。</p> <p>(答弁要旨) 事務局的な役割を果たすコンサルを選考しているところで、5月16日から23日まで募集を行い、2社から手が上がった。6月10日に審査を行い、現在、受託者の候補者と、契約に向けて仕様書とか契約条件について交渉を行っているところ。交渉が確定次第、契約をしていきたいが、それまでの間は出された書類、内容等については守秘義務があるため、確定してから開示をさせていただきたい。</p>
平成 26 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 大切なポイントは、まちづくりの目標を定め、それに基づき具体的事業を実施することである。観光を中心とした商業振興による税収アップ、高齢者が安心・安全な衣食住が可能なスモールタウンづくりに特化していくことが重要と考えるが、市長の考えられる目標と具体的事業についてお伺いしたい。</p> <p>(答弁要旨) まちづくり三法の目的は、コンパクトシティとして、省資源、省エネ型の地域づくりを目指しており、中心市街地活性化計画においてもそういう視点での取り組みが必要。その上で、具体的な事業をどれだけ盛り込めるかというのが試金石、勝負になってくるので、行政のアイデアだけでなく、地域の皆さんからいろんなアイデアを出していただいて、一緒になって計画をつくり実行していった上で、まちづくりについてのスタンスの違いも考えながら取り組みを進めていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 検討委員会などの会議において、どのような課題、問題点が指摘されて、どういった対応しようとしているのか。</p> <p>(答弁要旨) 中心市街地活性化基本計画については、5月の臨時議会で予算をお認めいただき、その後、具体的な行為に着手をしているという段階。まず調査、資料</p>

	<p>の作成、各種会議の運営、支援といった事務局的な役割を果たす事業者を、プロポーザル方式で募集し、日建設計総合研究所に決定をしたところ。</p> <p>また、計画を具体的に策定していく組織として、庁内に推進本部と幹事会を設置し、市民の皆さんの幅広い視点と、商工業者などの専門的な御意見を伺うという観点から、24名の委員で構成する検討委員会を設置したところで、それぞれ庁内、庁外を含めてそれぞれ2回ずつ会議を開催したところ。</p> <p>主な議論の内容としては、中心市街地の活性化を図るエリアについて、打吹エリア、明倫・成徳地区と、それから駅周辺のエリアを対象とするということ、活性化の方向性としては、コンパクトで暮らしやすい環境を整えた生活中心のまちにする、あるいは交流人口を呼び込む観光の拠点にする、それから都市型産業、これは卸小売とか宿泊、あるいは飲食サービスなどの都市型産業の育成の場としていくことを一つの方向性として考えていこうと議論をいただいている。</p> <p>また、特に女性の視点での考え方をしっかりと位置づけていく必要があるということで、8月23日に、短大生、子育て中の方、そのほか年代ごとの女性16人の方に集まっていたいて、倉吉の中心市街地がどういうまちであってほしいとか、あるいはこの打吹エリアとか駅周辺エリアにどういった役割を望むかといったようなことについて御意見を伺わせていただいたところ。</p> <p>今後、できるだけ早期の計画策定に向けて事業の掘り起こしが大事であり、商工会議所とまちづくり会社で中心市街地活性化協議会の設置、タウンマネージャーの配置など組織の充実を図りながら、しっかりと事業の球出しをしつつ、計画の取りまとめを行っていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>倉吉の場合、民間が活性化をしていない中で、行政の役割というのが大きくなるのではないか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>プレイヤーの皆さんにどれだけ頑張ってもらいたくかが一番大事な部分になるが、行政も傍観者じゃなく、調整役あるいは公共事業のプレイヤーの一翼も担うことも含め、行政の役割をしっかりと考えていかないといけない。</p> <p>特に中心市街地活性化協議会が具体的な球出しには大きな役割を果たしてくるので、タウンマネージャーともしっかりとコミュニケーションとりながら、関係者の皆さんとの調整していく必要がある。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>全てのプレイヤーがまちづくりに興味を持ち、認識をして、計画立案から活用までやっていただくために、周知を徹底しなければならないのではないか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>地域の活性化の面では、人、もの、情報、お金がよく言われるが、しっかりと集中投資をしていかないといけない。民間事業をどう掘り起こしていくかについては、タウンマネージャーにも期待するが、市の職員の方で今でも経済団体、NPO、事業者を訪問して、具体的に何か事業化を図っていただくようお願いしており、検討委員会のメンバーにも、それぞれの母体である組織とか団体とか企業の中で具体的な事業の取り組みもお願いをしているところ。幅広くハードも、イベントなどのソフトも含めて事業化をしていただける皆さん方に、しっかりと計画の内容、考え方を説明しながら、取り組みにつなげていきたい。今月 19 日に事業者向けの説明会を開催する予定としており、そういった場を今後も持ちながら、中身のある計画にしていく努力をしていきたい。</p>
平成 26 年 9 月	(質問要旨)

9月定例会	<p>計画の中心になって動いていく役割として、タウンマネージャー、あるいはまちづくり会社についてどのように考えているか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>タウンマネージャーは、活性化に取り組んでいるどの地域にとっても非常に大きなキーポイントになる役割で、商工会議所とまちづくり会社とで共同で組織する中心市街地活性化協議会の中に設置される。計画に盛り込まれる事業のブラッシュアップ、新しい事業の提案、具体的な事業の提案、掘り起こしぜひやっていただきたい。また何よりもネットワークをしっかりとつくっていく役割を期待したい。</p> <p>中心市街地活性化法によるまちづくり会社は、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的とした会社で、議決権の3%以上を市町村が出資をしているということが条件になっている。倉吉市では赤瓦が対象。倉吉商工会議所は赤瓦を一つのターゲットにして協議会を立ち上げる準備をされている。まちづくり会社の役割は、必ずしも決まっているわけではないが、駐車場の経営などをやっているデベロッパー的な役割も持っているまちづくり会社比較的多く、イベントの実施、観光事業の取り組み、空き家活用といった役割もある。民間投資のリード役になるような役割がまちづくり会社には必要。今後、関係者の皆さんと十分御相談しながら、この辺の取り組みを市としても応援をしていきたい。</p>
平成26年9月9月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>時代が変わる中で商店街としての役割も変わってきているのではないか。特にコミュニティの担い手、観光への観光の担い手としての役割の中で、外にない魅力づくりをしていかないと商店街の活性化につながらないのではないか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>御指摘の点はかなり顕著になってきている。倉吉のあるスーパーは、今まで扱っていなかった下着、肌着を扱うようにされて、地域の皆さんの要望にも応えている企業も出ている。もともと商店街が消費の中心であった時代から、ショッピングセンターやモールになったのは、一つの建物に商店街機能を集約することで消費者の利便性が高まり、普及したため。逆に回帰をさせていく、商店街自体がそのモールの機能、ショッピングセンター的な機能を持つように努力することが、中心市街地の活性化につながっていく面もある。一つ一つの店舗でお客様のニーズ、消費者のニーズに応えていくというのは難しい面があるが、そういった取り組みも必要。ただ、商店街それぞれの生き方もあることから、それぞれの御意見も踏まえて考えていかないといけない。</p>
平成26年9月9月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>民間事業者の確保、掘り起こしが大事ではないか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>具体的な事業がないと中心市街地の活性化につながらないので、事業者の確保をしっかりやっていかないといけない。</p> <p>タウンマネージャーにも役回りをぜひ果たしていただきたい。行政としても、検討委員会に所属される団体の皆さんにもぜひ民間事業者として参画をしてほしいこと、市の職員が関係する団体に市街地活性化に取り組んでいただくようお願いしている。今月の19日には事業者向けの説明会もさせていただき、幅広く民間事業者の参画を呼びかけていきたい。</p>
平成26年9月9月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>どうやってやる気のある人をつくっていくか。</p>

	<p>(答弁要旨)</p> <p>やる気のある人をいかに見つけてくるかが大事で、そういう人を育てていくことが必要である。これまでもチャレンジショップや空き店舗の活用など支援する仕組みをつくっているが、中心市街地活性化では、福祉や医療など幅広い分野にわたっているいろんなメニューが考えられるので、ぜひ幅広く参加を呼びかけていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>市民意識調査の中で、市街地での買い物等についての状況、はどうなっているのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>上井地区、あるいは成徳・明倫地区の商店街を利用されている状況は、いつも利用している、時々利用しているとの答えの方の割合が大体 60%台の前半。この数字をどう読むかというのはなかなか難しいが、必ずしも高い率ではない。もっともっと利用していただけるような地域になればと、今、活性化に基本計画の取り組みをさせていただいているところ。市民の皆さんや事業者の皆さんに周知をしていくかについては、これからのこの計画の成否にかかわってくる問題。十分これから PR をしていけないといけない。とりわけ、中心市街地活性化の具体的な事業につながらないと余り意味のないものになってしまう。事業者の皆さんに積極的に参画をしていただいて、具体的な事業提案をしていただかないといけないので、しっかりと今から PR をしていきたい。報道の皆さんにも御協力いただき、検討委員会などの状況を報道していただければありがたい。行政としての手法でありますホームページですとか、市報などは十分活用しながらやっていきたい。市の職員も経済団体ですとか NPO ですとか、あるいは自治公民館の館長会などにも出かけさせていただいて、計画の趣旨なり、役割なり、具体的な事業の御提案をいただくようなことも働きかけていきたい。具体的には、今月 19 日に、事業者向けの説明会を開催するように予定をしている。時期を見ながらしっかりと PR をして働きかけをしていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地活性化計画は、これからの倉吉にとって本当に大事な取り組みになってくる。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>倉吉にとっても最後のチャンス、本当に難しい時期にこれから来ているので、しっかりと今取り組んでいけないといけない。いろいろなアイデアを実際に事業者の皆さんに御提案をいただくことが大切。中活事業として民間事業がどんどん出てくるということが大切。公共事業も含めて行政の役割をしっかりと果たしながら、民間事業がしっかりと取り組んでいただけるような計画にしないといけない。事業者向けの説明会などを通じて住民の皆さん、地域の皆さん、事業者の皆さんに取り組んでいただける環境をつくっていかないといけない。十分予算配慮をしながら、議会のほうとも御相談しながらやっていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>鳥取市のフォローアップ報告書において、市民の皆さんが重点的に捉えておられた項目について、倉吉の取り組みはどうなっているか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>これからつくる計画の中で整理をしていくことになるが、現状ではまだ十分な取り組みができてないものも多い。1 点目の駐車場の整備については、倉吉駅の周辺でいえば倉吉駅の南口、北口の駐車場を整備、白壁土蔵群の周辺</p>

	<p>では新町の駐車場あるいは琴櫻銅像前の観光駐車場、これからはたからやの跡地を当面は駐車場として整備しようと考えているところ。</p> <p>2つ目の働く場の確保については、企業誘致、既存の企業の規模拡大あるいは白壁土蔵群周辺での空き店舗活用による起業家支援を取り組んできたところ。</p> <p>3番目の魅力的な商品などを扱う店舗は、倉吉にとっても大きな課題。ぜひいろいろな面でチャレンジしてほしい。</p> <p>4点目の公共交通機関の利便性の向上は、倉吉駅と打吹地区との路線バスは基本的に五、六分間隔で運行されているので利便性はあるが、運行経路の問題あるいは料金の問題、運行時間帯、早い時間帯で運行が打ち切られてしまうというような課題がある。</p> <p>5点目の安全・安心のまちづくりでは、駅周辺では雨水排水処理の取り組み、中心市街地の中ではないが、防災センターの開設、防災行政無線の整備といったハード対策、ハザードマップ作成といったソフト対策をしているところ。</p> <p>6点目の快適に過ごすための環境づくりは、スポーツ施設の整備、打吹公園の整備、八橋往来のカラー舗装、ベンチの設置、トイレの整備、県実施の電線類の地中化が環境づくりにつながっていく。</p> <p>7番目の観光客の誘致も、倉吉にとっても大事なポイント。白壁土蔵群周辺の駐車場、伝建地区内の建物の改修支援、一方では宿泊施設とか特に宴会、バンケット機能といったものが必ずしも十分ではない。ただ、観光という面でいくと、倉吉だけでなく中部全体として周辺の温泉も含めて考えていく必要がある。</p> <p>8番目の食料品、日用品などを扱う店舗については、特別な行政の取り組みというのではない。サンピアや、ホテル堂などの大規模店舗が閉店をする中で、下着類等を扱われるような店舗が減ってきていることに対応する意味でスーパーでの取り組みとか、あるいはホームセンターなどで衣類品などもかなり扱われている。</p> <p>9番目に上がっている歩行者と自転車の分離推進については、本市ではまだまだ取り組みがなされていない不十分な状況。</p> <p>10番目のイベントあるいは催事の開催では、春まつりや未来ウォーク、打吹まつり、光の回廊、里見時代行列、市民大茶会、伝統的な行事でもある長谷の観音市、新しい祭りとしてばえん祭などなど、行政だけでなくいろんな機関、団体で、いろんなイベントに取り組んでいただいているが、十分だとはとても思っていないので、それぞれの評価をしながら計画の中でもいろいろアイデアを出していただけたらありがたい。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>行政、民間、住民の役割分担が大事であり、特に住民の熱意が重要で、そのためには情報共有が大事ではないか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>参画の形としては、アンケート調査などで住民の意向を把握していくやり方があり、そういう面で6月から7月にかけて4,000人を対象にアンケート調査を実施している。検討の段階で、検討委員会を組織し、委員としての参画をいただいている。女性の視点でのニーズ把握のため意見交換会を実施している。直接、経済団体、NPO、自治公民館など、いろんな方面に対して説明会等を通じて周知を図り、意見も伺っていききたい。今月の19日にも説明会を上井地区と成徳地区で説明会を開催するので御意見をいただきたい。進捗状況の公表についてはホームページ、市報、説明会などの中でも周知を図っていききたい。いろいろな手段で市民の皆さんに情報、お届けをする作業を通じて</p>

	熱意を持って参画していただけるような計画にしていきたい。
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 民間、住民、この三位一体の取り組みが必要なのではないか。</p> <p>(答弁要旨) 行政の役割を果たしながら民間と十分連携、タイアップしながら取り組んでいけるような計画にしていきたい。市も担当部署だけではなく、全庁を挙げて推進本部の場を通じて十分、意思疎通を図り、しっかりとした取り組みにつなげていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化をする上でどういう町にすればいいのかといった視点を持って取り組むことが必要ではないか。</p> <p>(答弁要旨) 将来のまちづくりのビジョンについては、今回の活性化計画の中でのアンケートも参考にしつつ、検討委員会の委員の皆さん、あるいは地域の皆さんの意見をいろいろ伺っていく中でまちづくり像というものをつくっていききたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 委託しているコンサルタントからの提案はどのようなものがあつたのか。</p> <p>(答弁要旨) 非常に難しい状況にあるからこそ、この計画をつくっていかないといけない。国の支援制度を十分活用しつつ、住民の皆さんのアイデアあるいは熱意というものもいただいて、計画の推進に当たっていききたい。現在今、地域としては打吹エリアと駅周辺エリアというのを一つのターゲットにしたい。これらの地域は今でも相当の商業的な集積を持っていること、それから人口密度もあり、潜在力は今でもまだあるのではないか。打吹エリアについては人口密度が市内で 2 番目に高く、事業所数は市内で 1 番、卸小売の事業従事者の数も一番、宿泊業、飲食サービス事業の事業所が 2 番目である。駅の周辺のほうは人口密度が 1 番、事業所数は 2 番、宿泊、飲食サービスの事業所が 1 番で、打吹と駅周辺エリアとで大体 1 番、2 番をほぼカバーしているという状況がある。この 2 つの地区を活性化していけば、かなり力になっていくのではないかというふうに思っている。活性化の方向性としては、今々、検討委員会のほうで議論をされているが、コンサルの提案なども含めて今はコンパクトで暮らしやすい環境を整えた生活中心の町にする、それから交流人口を呼び込む観光の拠点とする、都市型産業の育成の場として活用していくことが検討のテーマになっているところ。打吹エリアと駅周辺のエリアの役割分担をしながらやっていくことで、倉吉全体としての活力もつながっていくのではないかなというふうに思う。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 事業による経済効果はどれぐらいを期待しているのか。</p> <p>(答弁要旨) 計画を達成すれば、こういった効果が出てくるのかなど、多少推計もできてくるのではないかと思うが、今の時点では経済効果を算出することは難しい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 人口減少の中で産業の形態も変わってくる可能性があり、先取りした事業を行っていくことで生き残っていけるのではないか。</p> <p>(答弁要旨) 今できることとしてどういうことができるのかを考えながら、やっていくことが必要である。</p>

<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) たからやの駐車場を活用し、伝建地区までの動線を確保するため、バスが通行する道を一方通行とし歩道拡幅をしてはどうか</p> <p>(答弁要旨) 一つのアイデアではあるが、一方通行にしてしまうと他方のバス路線をどうするのかといった難しい課題がある。バス事業者の意向もあり、全体的な交通体系を構築する上で、整理していくこととなる。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 全国から高齢者の方に移住していただいて倉吉で住んでいただくことも人口減少にもつながることではないか。</p> <p>(答弁要旨) 移住定住に対する支援については、今でもいろいろ支援策を講じさせているが、さらにつけ加えるべきものがあれば計画の中でも盛り込んでいきたい。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 明倫の円形校舎の取り壊し予算は凍結したままだが、この活性化事業で活用できるのか。</p> <p>(答弁要旨) 5月の予算の際に解体という方針で提案しているが、議会の附帯決議の中で民間での活用も含めて再度、検討するよう指示があったもの。民間の知恵でいい活用の仕方があれば議論をしていただければよい。行政として、明倫の円形校舎を活用したいというものを持っているということではない。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 平成 26 年 8 月 15 日の新聞に、倉吉商圏は鳥取・米子商圏へ消費が流出しているという記事があったが、市長はどのようなお考えになったか。</p> <p>(答弁要旨) 大きな店舗企業が鳥取、米子の商圏にはあり、倉吉だけではなくて松江、安来なども大幅に消費が流出をしている。一つの企業体でごっそりと消費を持ってってしまうという現状があることはかねて指摘もされており、我々も認識をしているところ。これに地域として対応していくのかは、現実には非常に難しい。民間の企業活動なので、一自治体での対応が難しいという現状もある。商工会議所も地産地消の運動を一生懸命している。中心市街地活性化も、地元での消費につなげる意味もあり取り組んでいる。一気に回復するのは難しいが、一步一步努力していきたい。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 商圏の倉吉から鳥取、米子に消費が流出している。どうやって歯どめをするのか。</p> <p>(答弁要旨) いかに魅力のある店舗づくり、消費施設づくりをしていくのかというのが倉吉の課題である。現実には非常に難しい。行政で店舗をつくって提供すればいいというものではない。戦略会議で問題意識もち、行政の制度としてつくったのが地域資源活用事業の創出事業補助金の創設、あるいは商店等の販路拡大の支援事業、あるいはにぎわいのある商店街づくりの事業である。産業の現状分析、倉吉の産業構造の特徴、産業振興ビジョンの中での具体的な取り組みの検討、評価指標の選定、分析を専門機関に委託した経済産業分析調査の中で実施しているところであり、あわせて、戦略会議の中で指標の見直し、戦略会議の体制自体も見直していきたい。できるだけ実効のある戦略としていきたいが、何よりも商業者の皆さんに頑張ってもらいたいといけないうえ、それを応援する役割というのが市の役割であり、十分その辺の御</p>

	意見を伺いながら、必要な施策については対応していきたい。
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>他の団体で行われている調査において、靴、かばん、婦人服、時計、アクセサリといったものは、ほとんど地元で買ってないという結果が出ている。魅力がないと答えられた人の分析が必要であり、市民意識調査の中で、何を買いに鳥取、米子に行っているかというアンケートも 1 項目でも加えられたらどうか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>アンケートをすることはやぶさかではないが、単に物があればいいというものではなくて、おしゃれとか価格とか、そういう質の問題が求められている。ファッション性の強いものがなかなか地元の満足度が低い分野になってくるのではないかと。地元を目を向けていただく対応策が必要であるが、それが難しい。東洋経済の住みよさランキング自体も分野によって随分違うので、長所を生かしながら弱点を少しでも克服をしていく取り組みをしていかないと、倉吉の将来はなかなか見通せないで、そういう両面でまちづくりに努力をしていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>事業の掘り起こし、事業者自体の掘り起こしが本当にできるのか。自己負担を伴うが、意欲を持っている人が本当にいるのか。核になる人材としてのタウンマネージャーがしっかり確保できるか。いつごろをめどにこの計画をつくり、事業の実施はいつからになるか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>いずれも、ある意味不可欠の条件。地域の皆さんの参画、とりわけ事業者の皆さんの事業意欲、熱意が必要。それから、タウンマネージャーなどの人材の確保に努力をしていきたい。当面、まずは 3 月中に基本計画をつくっていききたい。できるだけ 12 月、年内を目途に原案がまとめられるようにしていきたい。事業の実施は、計画認定の後、具体的な事業に着手をしていくことになる。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>実現可能な事業を選定していくと、この検討委員会の中でとおっしゃいましたので、その作業はいつごろになるか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>具体的な事業を計画にいかに盛り込んでいくかということが大事であり、12 月原案を目指していけば、当然この秋が一つのポイントになってくる。ただ、計画は完全にコンプリートするものではなく、計画ができてからでも随時新しい事業を追加することは可能なので、継続的にその事業の掘り起こしはやっていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>国の認可申請はいつごろを目標としているのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>最終的には 6 月ぐらいをめどに何とかなればというふうに思っている。3 月に原案が出てきた段階で国のほうとも協議しながら、最終的な申請に向かっていきたい。</p>
平成 26 年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>3 月中に原案が大体でき上がるだろうということは、現在は、腹案はまだないのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>これからの検討になる。</p>

<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化推進事業の中で、コンサルの役割において、どんな資料が作成されているのか。</p> <p>(答弁要旨) 調査分析、調査結果も踏まえて、既に 2 回の会議を開催しているが、その資料もコンサルのほうで作成している実施している。事務局的な役割を果たしていただくのもコンサルの一つの大きな役割なので、十分連携をとりながら、この検討委員会で十分議論していただけるような資料作成を進めていきたい。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) まちづくりのイメージと目標はどのようなものか。</p> <p>(答弁要旨) エリアとしては打吹エリアと駅周辺エリアということで考えていこうということ。活性化の方向としては、コンパクトで暮らしやすい環境を整えた生活中心のまち、交流人口を呼び込む観光の拠点、都市型産業の育成の場としていくこと。打吹エリアと駅周辺エリアの特性や役割分担の違いを生かして、それぞれのエリアの魅力を高めていくということも大事なこと。 打吹エリアについては、歴史的な市街地環境や建築ストックを生かし、趣のある居住生活の中心と土蔵群等歴史文化を生かした観光の拠点、これが 1 つのイメージ。駅周辺のエリアについては、商業、交通、医療等の利便性を生かした生活中心、都市型商業の集積の場という方向で検討がされている状況。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 空き家対策、公共事業として道路整備について、具体的な箇所、取り組みなど行政執行部において議論が深められているのか。</p> <p>(答弁要旨) これからの検討となる。</p>
<p>平成 26 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>(質問要旨) タウンマネージャーの人選の目星はあるのか。</p> <p>(答弁要旨) ないわけではないが、今ここで申し上げる段階ではまだない。活性化協議会に配置をしていただくことになるので、商工会議所のほうできちっと人選を進めていただくことになる。</p>
<p>平成 26 年 9 月 12 月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>(答弁要旨)</p>

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

倉吉市中心市街地活性化協議会の概要

平成26年10月16日、中心市街地活性化法第15条に基づき、まちづくり会社である株式会社赤瓦と倉吉商工会議所が設立発起人となり、「倉吉市中心市街地活性化協議会」が設立されています。

事務局は、倉吉商工会議所と株式会社赤瓦が協働運営し、事務所を赤瓦一号館に置き、経済界、商業者及び商業団体、医療・福祉団体、教育・文化団体、自治連合会、交通事業者、金融機関、まちづくり団体、行政機関等多様な関係者で構成され、基本計画に基づく中心市街地活性化の取組の協議、民間事業の掘り起こしやコーディネート、事業実施の支援を行います。

① 倉吉市中心市街地活性化協議会構成員について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会構成員（順不同） 平成27年1月21日現在

構成団体及び構成団体における役職	役職	備考
倉吉商工会議所（会頭）	会長	第15条第1項
株式会社赤瓦（代表取締役）	副会長	第15条第1項
倉吉信用金庫（理事長）	監事	第15条第8項
鳥取県中部総合事務所（所長）	監事	第15条第7項
倉吉市（市長）	会員	第15条第4項
倉吉銀座商店街振興組合（理事長）	会員	第15条第4項
上井商工連盟（会長）	会員	第15条第4項
JR西日本倉吉駅（駅長）	会員	第15条第4項
日ノ丸自動車(株)倉吉営業所(所長)	会員	第15条第4項
日本交通(株)倉吉営業所(所長代行)	会員	第15条第4項
公益社団法人鳥取県中部医師会（会長）	会員	第15条第8項
一般社団法人鳥取県建築士協会中部支部（副会長・中部支部長）	会員	第15条第8項
鳥取短期大学（理事長・学長）	会員	第15条第8項
(株)新日本海新聞社中部本社（総局長）	会員	第15条第8項
倉吉ホテル旅館組合（組合長）	会員	第15条第8項
倉吉市自治公民館連合会（会長）	会員	第15条第8項
鳥取中部ふるさと広域連合消防局（署長）	会員	第15条第4項
特定非営利活動法人ふるさと遊誘駅舎館（理事長）	会員	第15条第4項
倉吉異業種交流プラザ（会長）	会員	第15条第4項
倉吉市民生児童委員連合協議会	会員	第15条第4項
中部タクシー共同組合（理事長）	会員	第15条第4項
(株)ひまわり企画倉吉シティホテル（代表取締役）	会員	第15条第4項
倉吉観光マイルス協会（会長）	会員	第15条第4項
特定非営利活動法人 未来（理事長）	会員	第15条第4項
明倫まちづくり合同会社（代表社員）	会員	第15条第4項
(有)中井ハウジング	会員	第15条第4項
(株)チュウブ（代表取締役）	会員	第15条第4項
倉吉商工会議所青年部（会長）	会員	第15条第4項
あきない中心倉（会長）	会員	第15条第4項
倉吉市社会福祉協議会（会長）	会員	第15条第4項
NPO法人明倫NEXT100（理事等）	会員	第15条第4項
麻田雄一	タウンマネージャー	

② 開催状況について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検討議題等
平成 26 年 10 月 16 日 第 1 回協議会 (協議会の設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の設立 (規約の制定) ・ 役員を選任 ・ タウンマネージャーの選任
平成 27 年月日 第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画 (素案) に対する意見について
平成 27 年月日 第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画 (案) に対する意見について

③ 規約について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会規約

<p>第 1 章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で倉吉市中心市街地活性化協議会を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 本会の名称は、倉吉市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により倉吉市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画、法第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第 40 条第 1 項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第 4 条 協議会は、第 3 条の目的を達成するため、法第 15 条第 9 項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整 (2) 中心市街地活性化に関する会員相互の意見調整及び情報交換 (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換 (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施 (5) 中心市街地活性化に寄与する活動 (6) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること (7) その他中心市街地の活性化に関すること <p>(公表の方法)</p> <p>第 5 条 協議会の活動内容は、広く倉吉市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに倉吉商工会議所の会報において公表する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>(会員)</p> <p>第 6 条 会員は、法第 15 条第 1 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定に該当するものをもって構成する。</p> <p>(入会)</p> <p>第 7 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、幹事会の承認を得なければならない。</p>
--

(退 会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 補助金を除くその他の収入による抛出金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役 員

(役員)

第11条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

(任 期)

第13条 役員は、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職 務)

第14条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー、オブザーバー

(タウンマネージャー)

第15条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、幹事会構成員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第16条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

第5章 会 議

(会議)

第17条 協議会は、以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 幹事会

(3) タウンマネジメント会議

第6章 総 会

(総会)

第18条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規

約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 幹事会

(幹事会)

第19条 協議会を運営するため、幹事会を置き次の幹事を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名
- (3) 幹事 5名以内

(幹事を選任)

第20条 幹事長、副幹事長、及び幹事は、会長を選任する。

(職務)

第21条 幹事長は、幹事会を代表して会務を統括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときは職務を代行する。
- 3 幹事は、協議会の運営案の作成を行う。

(開催)

第22条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会は、必要に応じ事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 5 幹事会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

第23条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議は、必要に応じて、事業別、課題別の専門部会を設けることができる。

第9章 協議

(協議の心得)

第24条 会員は、倉吉市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

- 2 倉吉市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。
- 3 倉吉市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、会員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第25条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務局は、倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦が運営し、事務所を赤瓦1号館内に置く。

- 2 事務局に、事務局長の他、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第11章 会計

(会計)

第27条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第28条 協議会の運営は、補助金及びその他収入をもってあてる。

第12章 解散

(解散)

第29条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附 則

1. 本規約は、平成26年10月16日から施行する。
2. 第13条第1項の規定にかかわらず、協議会設立時の役員の任期は、平成28年3月31日までとする。
3. 第18条第2項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。
4. 第27条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成27年3月31日までとする。
5. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

① アンケート調査等

- ・基本計画の策定にあたって、次の主なアンケートの調査などの結果を参考とした。
- ・市民意識調査（平成 26 年 5 月～6 月）
※市在住の 20 歳以上の 2,000 名（無作為抽出）、郵送アンケート
- ・中心市街地活性化に関するアンケート（平成 26 年 6 月～7 月実施）
※市在住の 15 歳以上の 4,000 名（無作為抽出）、郵送アンケート
- ・倉吉商工会議所からの要望
- ・経済同友会からの提言書
- ・中心市街地活性化特別委員会からの提言

② 中心市街地活性化に関する意見交換会の開催

- ・中心市街地活性化基本計画に、女性や幅広い年齢層の意見を取り入れることを目的とし、平成 26 年 8 月 23 日に意見交換会を開催した。16 人の参加者から多様な意見をいただき、計画の参考とした。

③ 基本計画案に対する市民意見

- ・地域住民の意見を把握するため、「倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）」に対するパブリックコメントを、平成 27 年 月 日から平成 27 年 月 日まで実施した。その結果、次のとおり意見が寄せられ、これらを地域ニーズとして捉え、本基本計画策定の参考とした。
寄せられた意見（○名：○項目）

④ 地元公民館等への説明会の開催

- ・中心市街地の地元公民館の要請に応じ、中心市街地に関する取り組みを説明し、意見をいただき、計画の参考とした。

⑤ その他

- ・鳥取短期大学学生と倉吉市長との意見交換会（ふれあいトーク）を平成 27 年 1 月 21 日に開催し、中心市街地に期待する意見をいただいた。

(2) 多様な主体との連携

① 大学との連携

- ・鳥取短期大学と倉吉市において、地域と大学の連携強化、相互の資源を活用し地域社会の発展と人材を育成するため、平成 26 年 8 月 26 日に包括的な協定を締結した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

○倉吉市総合計画（平成23年3月）

第11次倉吉市総合計画においては、倉吉駅周辺地区や、打吹・上灘地区は「中心拠点」に位置付けられている。

基本目標4の「安全・安心で快適に暮らせるまち」では、「だれもが愛着を感じ、住み続けたいと思えるまちをつくる」を方針の一つとし、「にぎわいのあるまちなかを再生する」という施策を掲げ、「買い物客はもとより、観光客を含めた来訪者がたびたび訪れてみたくなるような、歩いて楽しい快適で魅力的な街並みが形成されているとともに、たくさんの人たちが行き交い、交流を深める場として、活気とにぎわいのある中心市街地となっています。」と中心拠点地区の目指すべき姿を示している。

また、計画では地域資源のブランド力の向上による産業の活発化、地域主体のまちづくりの展開、歴史や文化の保全、快適で安全な生活環境の整備などの目標を進めることとしている。また、分野横断的な戦略プロジェクトでは定住の促進を目指し、若者や子育て世帯、高齢者が住み続けたいまちづくりを進めることとしている。さらに、基本姿勢としては、持続可能な地域社会の確立のため、重要性や緊急性などによりまちづくりを行う「選択と集中を基調としたまちづくり」が掲げられている。

○倉吉都市計画マスタープラン（平成20年7月）

都市計画マスタープランにおいて中心市街地は市街地ゾーンに位置付けられ、都市構造の5つの拠点のうち「中心拠点」に位置づけられている。

「河北地域」に位置づけられている倉吉駅周辺地区は、「人が行き交うまちづくり」を目標とし、コンパクトな市街地の形成と駅周辺の交通拠点形成に対応した商業集積や県中部の中心都市にふさわしい都市機能の誘導を図るとともに、若者の定住促進化によるコミュニティの維持を図ることとしている。また「中央地域」に位置づけられている打吹地区からパークスクエアを含む地域は、伝統建造物群保存地区を資源とした観光まちづくりを推進し、観光拠点形成に対応した商業集積の誘導を図るとともに、県中部の中心都市にふさわしい都市機能の整備・拡充により生活空間拠点として効率的でコンパクトなまちを目指すこととしている。

○倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン

倉吉都市計画区域都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地は市街地ゾーンに位置し、駅周辺地区と打吹地区は、6つの拠点のうち「活力とにぎわいの拠点」に位置づけられ、倉吉パークスクエアは「観光リクリエーション拠点」に位置付けられている。2つの拠点を核として、地域特性を活かし、都市基盤の整備を促進することにより、土地の有効・高度利用を図りつつ、魅力ある商業地の形成を図ることが進められている。打吹地区は、歴史的資源を活かした商業環境を整備する地区、駅周辺地区は集積機能、施設との連携の充実化を図るとともに、県内外に情報を発信する拠点として機能の拡充、環境整備を重点的に図る地区と位置づけられている。

○定住自立圏構想／中心市宣言（平成 21 年 3 月）、鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（平成 23 年 3 月）

鳥取県中部圏域は、中心的な役割を担う本市とその周辺にある 4 町（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）で構成されており、県内では、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心型」に位置付けられている。本圏域は、1 市 4 町で定住自立圏を形成し、互いに役割分担・連携を行いながら、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としている。

定住自立圏構想における本市の中心市宣言では、「定住自立圏の形成を目指す中心市として定住自立圏の構築を掲げ、近接する 4 町を始め、人口定住のため連携する意思を有する自治体などとともに、結び付きと機能の強化により関係を緊密にし、共通課題の解決を図り、地域全体の維持・発展に向け、さらに積極的な各種サービスを提供していくことにより、安心して暮らせる圏域の形成、均衡ある発展と一体化を目指す」と宣言している。

また、定住自立圏共生ビジョンでは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を視点とし、「暮らし良さ（住み続けたいくなる要素）」を感じられる生活基盤の整備と地域資源の連携・活力による「魅力（住みたいくなる要素）」の創出により、定住の促進を図るとしている。

〔2〕都市計画手法の活用

倉吉市では第11次総合計画や都市計画マスタープラン等において、都市機能がコンパクトに集約された都市構造をめざしていくことを掲げてまちづくりを進めている。

また、都市計画法においても同様に、コンパクトな都市構造や郊外への無秩序な市街地拡散を防ぐ趣旨から、平成19年11月に、大規模集客施設立地が可能な用途地域を近隣商業地域、商業地域、準工業地域の3地域に限定する改正が施行された。（このうち、準工業地域については、各自治体が必要に応じて特別用途地区の活用による大規模集客施設立地制限を導入）

今後、準工業地域に無秩序に大規模集客施設が立地した場合、都市機能の拡散を招く恐れがあり、都市機能がコンパクトに集約された都市構造の方針や本計画に整合しないこととなることから、準工業地域における大規模集客施設立地規制の導入を図ることとした。

【規制内容】

市内の準工業地域全域（約107ha）に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定し、また、同地区内では大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定することにより、準工業地域においても床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限。

この規制を導入する時点で既に存在している大規模集客施設については、規制導入により「既存不適格建築物」となるが、それらについては、規制開始時点（建築条例の施行日）における床面積の合計の1.2倍までの増築・改築、または大規模の修繕、模様替えを行うことができるものとする。

※大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場の用途に供する部分であっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

【大規模集客施設の立地規制に関わる手続等の経緯】

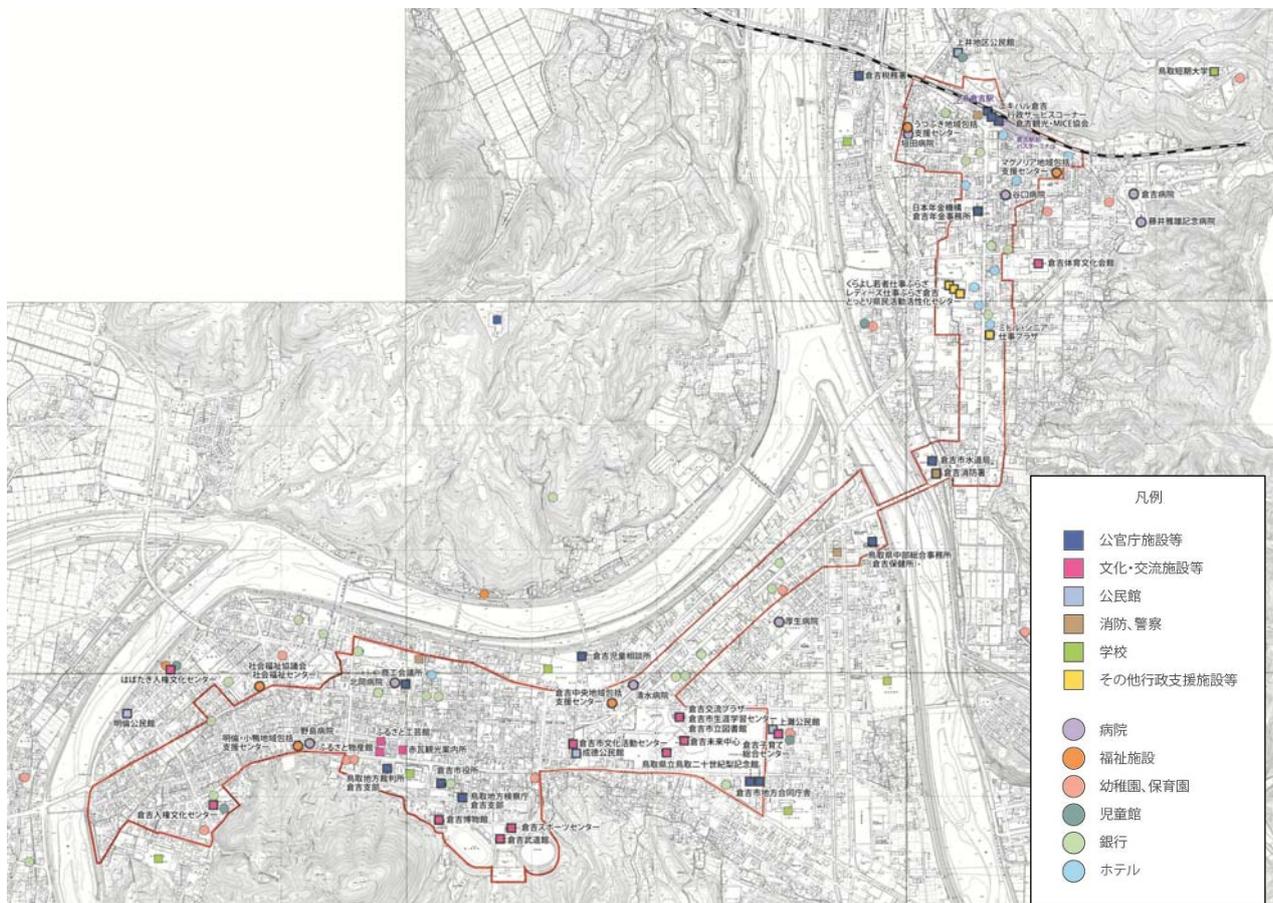
- 平成26年11月 パブリックコメント手続き実施
- 平成26年12月 県知事事前協議
- 平成27年1月 決定案の縦覧
- 平成27年3月 都市計画審議会
- 平成27年3月 県知事協議
- 平成27年3月 条例制定（平成27年3月議会）
- 平成27年4月 都市計画決定告示
- 平成27年4月 条例施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

○公共公益施設の集積

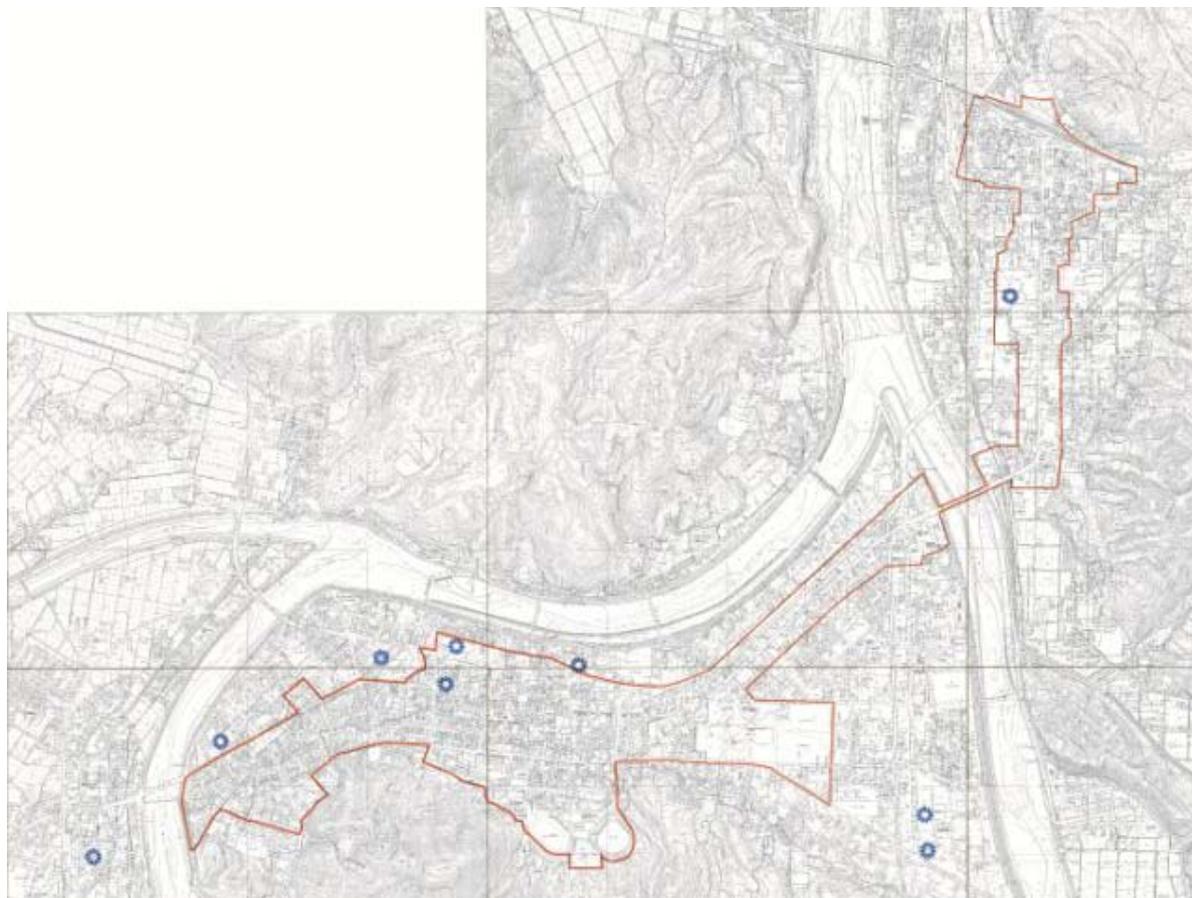
中心市街地には、行政機関等の公共施設、病院や子育て支援施設等の医療・福祉施設、文化・スポーツ施設、教育施設等、各種の公共公益機能が中心市街地に集積していることに加え、金融機関やホテルなど、都市の中心性を示す指標ともみられる民間施設についても高い集積がみられる状況にある。

駅周辺地区は、交通の拠点であるJR倉吉駅や複合商業施設「パープルタウン」と一体に複数の公共施設が集積するほか、ホテル、商業施設、飲食店等が集積しているのが特色である。打吹地区は市役所等の公共施設のほか、文化・スポーツ施設、観光施設等が集積している。地区をつなぐ地域では、地方公共団体である鳥取県の中部の出先機関である中部総合事務所や、市立図書館、二十世紀梨記念館、交流施設等で構成される文化交流複合施設「パークスクエア」が存在している。



○商業施設の集積

中心市街地及びその近接地には、食料品スーパーや家具店等、日用品販売の大規模小売店舗が多数立地している。特に1万㎡超の大型の生活食料品スーパーが立地していることで、他地域からの利用も多くなっている。



店舗名	業態	住所	店舗面積	開設年月
マルワ倉吉(旧ダイエー)	スーパー	大正町 2-61-2	15,684 ㎡ ※延床面積	1983.10
倉吉ショッピングセンター パープルタウン	百貨店	山根 557-1	11,377 ㎡	1981.11
スーパーホームセンターいない 倉吉中央店本館	ホームセンター	下田中町 947-2	9,823 ㎡	1998.11
スーパーホームセンターいない 倉吉中央店・園芸ペット館	ホームセンター	米田町 2-54-1	2,211 ㎡	1998.11
ラ・ムー倉吉店	スーパー	河北町 125-1	2,144 ㎡	2006.10
ハウジングランドいない倉吉西店	ホームセンター	河北町 1696-1	1,938 ㎡	1993.09
家具センター加納	専門店	大正町 1075	1,458 ㎡	1980.04
本内家具店	専門店	塚町 3-38	1,368 ㎡	1978.09
東宝ストア西倉吉店	スーパー	西倉吉町 13-5	1,341 ㎡	1991.03

【4】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を推進する。これらの事業によって、既存の集積している都市機能と相乗的な活性化を図る。

【4. 市街地の整備改善のための事業】

- ・市道瀬崎町鍛冶町2丁目線道路整備事業
- ・上井地区側溝再整備事業
- ・駅北通り線整備事業
- ・歴史的景観整備事業
- ・観光駐車場整備事業
- ・うつぶき散歩道線整備事業
- ・うわなだ散歩道線整備事業

【5. 都市福利施設を整備する事業】

- ・打吹公園整備事業
- ・成徳小学校耐震補強事業
- ・防災拠点整備事業
- ・倉吉淀屋活用事業
- ・県指定文化財維持管理事業
- ・地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）

【6. 居住環境の向上のための事業】

- ・住民運営のサロン事業
- ・介護保険地域支援事業
- ・リノベーション居住推進事業
- ・放課後児童クラブ運営
- ・(仮称) シニアステージ上井（サービス付高齢者向賃貸住宅）

【7. 経済活力の向上のための事業】

- ・打吹正宗復興事業
- ・倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業
- ・アーティストとの交流によるまちづくり拠点整備事業
- ・女性向けコミュニティ施設兼食料品販売施設整備事業
- ・地域住民学生向けテナントビル整備事業
- ・白壁土蔵アートカフェ整備事業
- ・子育て世帯コミュニティスペース整備事業
- ・倉吉教育複合センター整備事業
- ・地域の暮らしを支える商店街づくり事業
- ・地域産業活性化推進事業

【4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】

- ・夕夜間時間帯のバス運行事業
- ・倉吉花回廊構想推進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

① チャレンジショップ事業

平成16年から、中心市街地の空き店舗を低価格で貸出し、起業支援する取組み「あきない塾」を実施し、現在までに19期のチャレンジショップ出店者（総数32人）が半年～1年間の店舗運営を行い、そのうち22人が実際に起業を行った。

契約期間：6か月（最長1年間）、経費負担：家賃5000円程度（共益費別）

② 明倫AIR

平成22年から、打吹地区の一部地域で、アーティスト（＝芸術家）が一定期間滞在し、住民との交流、地域資源の活用に取り組みながら作品制作を行うスタイルのアーティスト・イン・レジデンス事業を実施してきた。今後も中心市街地における話題性、メッセージ性のある事業を生み出すことが期待される。

③ てつがくカフェ

平成26年9月から、鳥取短期大学の学生が中心となり、倉吉市中心市街地（エキパル倉吉、打吹地区店舗）において「てつがくカフェ」を開催。テーマを設けて、参加者で多様な考えを共有する活動を行っている。第1回（9/13）は9人、第2回（12/22）は6人が参加している。今後、活動が拡充し、中心市街地の様々な拠点を活用することや、大学と地域の交流・連携を生み出すことが期待される。

[2] 都市計画との調和等

○倉吉都市計画マスタープラン

2章[3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件（1）を参照

○倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン

2章[3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件（1）を参照

[3] その他の事項

○鳥取県大規模集客施設立地誘導条例

地域の実情に合った規模の施設を立地誘導するため、都市計画区域外も含めて、施設の床面積に応じ、立地を誘導する地域の条件を明らかにする条例を制定した。

立地を誘導する施設は、鳥取県における施設の立地状況に合わせ、施設の床面積を3段階に区分（1,500㎡超から5,000㎡以下、5,000㎡超から10,000㎡以下、10,000㎡超）し、都市機能の集積状況や、人口の集積状況、公共交通機関のアクセス頻度、道路交通基盤の状況等を指標とした立地判断の要因から地域要件を明確化することで、立地誘導の適正化を図っている。

立地判断の要因		施設の総床面積			備 考	
		10,000㎡超	10,000㎡以下 5,000㎡超	5,000㎡以下 1,500㎡超		
都市機能の集積 「コンパクト性」	指標1 都市機能の集積状況	①集客施設の数	100施設以上	25施設以上	8施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
		②公益施設等の数	40施設以上	8施設以上	4施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
	指標2 人口の集積状況	集客施設又は公益施設等を反復継続利用する者の居住する地域を包含する区域の居住人口	3万人以上	2千人以上	1千人以上	敷地から半径1kmの範囲内 学校を除く
	指標3 都市基盤の整備状況		水道が整備され、生活排水処理施設の対象区域であること。			
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標4 公共交通機関の施設との位置		敷地から半径2km以内に鉄道駅(利用者が4,000人/日以上)又は路線バス停留所(利用者が200人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バス停留所(利用者が70人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バスの停留所(利用者が30人/日以上)若しくは路線バスの停留所が5箇所以上ある	バス停の利用者数は、500mの範囲内で隣接するバス停の利用者の合計数
	指標5 公共交通機関のアクセスの頻度	①公共交通機関の路線数	5路線以上	2路線以上	2路線以上	鉄道及び路線バスの路線数
		②公共交通機関の全ての運行頻度	1時間当たり最大6便以上	1時間当たり最大3便以上	1時間当たり最大2便以上	鉄道及び路線バスの路線数
	指標6 道路交通基盤の状況	①2車線以上の道路密度	6km/km2以上	4km/km2以上	2km/km2以上	敷地から半径2kmの範囲内
		②周辺の主要交差点の集客時飽和度	集客施設に予定集客数があった場合の交通量が最も多くなる時間帯の交通解析により、平日・休日とも飽和度が0.9を越えない			敷地から半径2kmの範囲内

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標を参照
	認定の手續	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から 8. を参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標を参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から 8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から 8. を参照

